

参 考 資 料

○議事2 令和3年度国民健康保険事業費納付金等算定結果

- 令和3年度国保事業費納付金算定結果（一般被保険者） 1
- 令和3年度標準保険料率算定結果 2

○議事3 令和3年度保険者努力支援制度について

- 都道府県国保ヘルスアップ支援事業について 3
- 市町村国保ヘルスアップ支援事業について 4
- 保険者努力支援制度 各年度の配点比較 5
- 保険者努力支援制度 県内市町村の状況 7
- 本県が実施する各保健事業（国保ヘルスアップ支援事業）について 27
- 特定健康診査実施率 33
- 特定保健指導終了率 34
- 後発医薬品使用率 35

令和3年度 国保事業費納付金算定結果(本算定)
一般被保険者分

(単位:円)

	総額			1人あたりの額		
	R03	R02	増減	R03	R02	増減
001 水戸市	5,966,185,954	6,135,737,513	▲ 169,551,559	109,089	110,960	▲ 1,871
002 日立市	3,183,424,857	3,396,902,383	▲ 213,477,526	103,277	107,056	▲ 3,779
003 土浦市	3,574,660,505	3,770,863,722	▲ 196,203,217	114,547	117,450	▲ 2,903
004 古河市	3,785,408,285	4,096,109,397	▲ 310,701,112	114,159	119,347	▲ 5,188
005 石岡市	1,790,902,786	1,895,258,977	▲ 104,356,191	103,586	105,240	▲ 1,654
007 結城市	1,198,505,101	1,270,749,436	▲ 72,244,335	97,439	102,554	▲ 5,115
008 龍ヶ崎市	1,695,396,195	1,783,127,418	▲ 87,731,223	96,885	99,278	▲ 2,393
010 下妻市	1,212,229,570	1,267,929,562	▲ 55,699,992	118,220	121,032	▲ 2,812
011 常総市	1,670,888,945	1,796,779,927	▲ 125,890,982	111,045	115,445	▲ 4,400
012 常陸太田市	1,202,422,997	1,253,164,814	▲ 50,741,817	100,773	103,167	▲ 2,394
014 高萩市	598,900,163	629,509,569	▲ 30,609,406	97,114	100,754	▲ 3,640
015 北茨城市	1,010,496,266	1,065,084,686	▲ 54,588,420	108,866	115,045	▲ 6,179
017 取手市	2,074,995,488	2,188,182,086	▲ 113,186,598	87,006	88,240	▲ 1,234
020 茨城町	1,002,767,937	1,067,340,159	▲ 64,572,222	116,128	119,510	▲ 3,382
027 大洗町	476,572,468	518,086,847	▲ 41,514,379	106,879	113,194	▲ 6,315
032 東海村	676,497,219	712,284,525	▲ 35,787,306	109,501	111,277	▲ 1,776
033 那珂市	1,369,760,859	1,423,831,568	▲ 54,070,709	112,294	114,899	▲ 2,605
035 常陸大宮市	1,108,043,912	1,180,360,321	▲ 72,316,409	105,217	110,386	▲ 5,169
042 大子町	517,252,680	554,873,756	▲ 37,621,076	107,025	110,908	▲ 3,883
048 鹿嶋市	1,767,110,100	1,881,568,426	▲ 114,458,326	110,992	115,796	▲ 4,804
049 神栖市	2,498,582,524	2,636,060,104	▲ 137,477,580	116,702	121,377	▲ 4,675
053 潮来市	749,698,600	814,662,686	▲ 64,964,086	103,179	109,468	▲ 6,289
057 美浦村	432,144,115	443,771,876	▲ 11,627,761	118,493	119,133	▲ 640
058 阿見町	1,053,990,093	1,069,490,533	▲ 15,500,440	98,109	99,896	▲ 1,787
059 牛久市	1,618,282,939	1,748,666,046	▲ 130,383,107	91,038	94,954	▲ 3,916
062 河内町	298,428,838	268,960,669	29,468,169	128,191	113,774	14,417
082 八千代町	886,407,202	924,166,590	▲ 37,759,388	127,946	135,013	▲ 7,067
086 五霞町	256,146,990	265,892,272	▲ 9,745,282	118,807	120,805	▲ 1,998
089 境町	754,242,427	829,214,080	▲ 74,971,653	116,180	122,285	▲ 6,105
090 守谷市	1,444,232,336	1,504,842,176	▲ 60,609,840	121,221	125,039	▲ 3,818
092 利根町	433,713,627	496,358,671	▲ 62,645,044	96,295	100,702	▲ 4,407
093 つくば市	5,030,084,157	5,198,929,627	▲ 168,845,470	115,446	117,876	▲ 2,430
094 ひたちなか市	3,188,293,387	3,274,195,120	▲ 85,901,733	111,658	113,549	▲ 1,891
095 城里町	402,261,555	428,285,529	▲ 26,023,974	80,164	83,535	▲ 3,371
096 稲敷市	1,273,876,437	1,364,059,734	▲ 90,183,297	116,018	120,992	▲ 4,974
097 坂東市	1,647,970,046	1,904,316,246	▲ 256,346,200	113,364	124,644	▲ 11,280
098 筑西市	2,807,848,549	2,903,846,459	▲ 95,997,910	114,354	118,129	▲ 3,775
099 かすみがうら市	1,054,756,868	1,145,600,629	▲ 90,843,761	109,813	114,962	▲ 5,149
100 行方市	1,295,263,805	1,396,582,848	▲ 101,319,043	124,210	128,705	▲ 4,495
101 桜川市	1,202,101,523	1,306,217,982	▲ 104,116,459	113,846	119,180	▲ 5,334
102 銚田市	2,153,421,509	2,284,376,568	▲ 130,955,059	120,735	122,074	▲ 1,339
103 つくばみらい市	977,649,665	1,032,941,112	▲ 55,291,447	97,521	101,189	▲ 3,668
104 笠間市	1,825,336,867	1,973,578,879	▲ 148,242,012	102,766	107,365	▲ 4,599
105 小美玉市	1,368,263,203	1,452,912,462	▲ 84,649,259	111,440	116,057	▲ 4,617
計	70,535,419,549	74,555,673,990	▲ 4,020,254,441	108,998	112,535	▲ 3,537

令和3年度 標準保険料率算定結果(本算定)

		医療分		後期分		介護分	
		所得割率(%)	均等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)	所得割率(%)	均等割額(円)
都道府県標準保険料率		5.04	29,639	2.75	15,789	2.46	17,962
001	水戸市	5.42	31,881	2.83	16,208	2.53	18,378
002	日立市	5.26	30,886	2.82	16,149	2.50	18,194
003	土浦市	4.56	26,821	2.79	15,973	2.50	18,149
004	古河市	5.42	31,879	2.89	16,587	2.59	18,826
005	石岡市	4.77	28,010	2.76	15,831	2.46	17,887
007	結城市	4.21	24,764	2.48	14,207	2.18	15,878
008	龍ヶ崎市	4.41	25,925	2.54	14,554	2.27	16,522
010	下妻市	5.22	30,657	2.90	16,645	2.59	18,816
011	常総市	5.15	30,264	2.70	15,450	2.39	17,364
012	常陸太田市	4.93	28,960	2.70	15,481	2.39	17,410
014	高萩市	3.69	21,666	2.75	15,773	2.37	17,263
015	北茨城市	5.07	29,820	2.79	15,966	2.46	17,893
017	取手市	3.53	20,723	2.40	13,758	2.21	16,102
020	茨城町	5.41	31,774	2.79	16,000	2.50	18,218
027	大洗町	5.10	29,979	2.67	15,302	2.46	17,886
032	東海村	5.25	30,835	2.65	15,196	2.36	17,187
033	那珂市	5.56	32,663	2.87	16,454	2.56	18,604
035	常陸大宮市	5.38	31,639	2.91	16,652	2.60	18,905
042	大子町	5.44	31,954	2.86	16,404	2.50	18,192
048	鹿嶋市	5.65	33,219	2.84	16,297	2.54	18,460
049	神栖市	5.47	32,142	2.86	16,396	2.58	18,731
053	潮来市	5.26	30,912	2.80	16,043	2.44	17,719
057	美浦村	5.72	33,600	2.74	15,705	2.47	17,965
058	阿見町	4.05	23,788	2.51	14,366	2.27	16,537
059	牛久市	3.36	19,744	2.37	13,587	2.16	15,742
062	河内町	5.95	34,953	2.82	16,182	2.53	18,382
082	八千代町	5.86	34,434	2.84	16,270	2.55	18,534
086	五霞町	6.05	35,537	2.84	16,257	2.53	18,429
089	境町	5.05	29,702	2.80	16,054	2.52	18,346
090	守谷市	5.33	31,351	2.87	16,432	2.54	18,465
092	利根町	4.69	27,559	2.64	15,128	2.39	17,349
093	つくば市	5.31	31,188	2.68	15,355	2.42	17,632
094	ひたちなか市	5.44	31,961	2.90	16,629	2.57	18,724
095	城里町	2.58	15,185	2.28	13,042	2.00	14,530
096	稲敷市	5.42	31,875	2.89	16,575	2.59	18,838
097	坂東市	4.79	28,138	2.75	15,735	2.46	17,923
098	筑西市	5.72	33,611	2.86	16,383	2.56	18,590
099	かすみがうら市	4.92	28,927	2.74	15,702	2.46	17,866
100	行方市	5.46	32,081	2.88	16,499	2.54	18,449
101	桜川市	5.34	31,356	2.85	16,360	2.54	18,444
102	鉾田市	5.48	32,181	2.83	16,245	2.55	18,569
103	つくばみらい市	4.01	23,550	2.45	14,037	2.24	16,270
104	笠間市	4.87	28,644	2.82	16,176	2.52	18,359
105	小美玉市	5.46	32,080	2.86	16,393	2.54	18,506

令和3年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者(有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等)の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定 等

(事業分類及び事業例)

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・ 都道府県レベルの連携体制構築
- ・ 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ・ ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組

B. 市町村の現状把握・分析

- ・ KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析や課題整理を行う事業

C. 都道府県が実施する保健事業

- ・ 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- ・ 保健所と連携して実施する保健事業

D. 人材の確保・育成事業

- ・ かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- ・ 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

E. データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- ・ 医療・健康情報データベースの構築
- ・ データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- ・ 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F. モデル事業(先進的な保健事業)

- ・ 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- ・ 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

令和3年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

国保ヘルスアップ事業(A)

【交付要件】

- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 右記の事業①～③の3区分のうち、2区分の事業を実施すること。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円

国保ヘルスアップ事業(B)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(A)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業③国保一般事業を、少なくとも1事業以上実施していること、またはh)の内、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施していること。
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学)の支援・評価を活用すること。ただし、h)の内、大規模実証事業参加による糖尿病性腎症重症化予防を実施している場合には、第三者の支援の要件は問わない。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	10,000千円	16,000千円	20,000千円	32,000千円

国保ヘルスアップ事業(C)

【交付要件】

- 国保ヘルスアップ事業(B)の要件を満たし、さらに下記の要件を満たしていること。
- 右記の事業④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業を実施すること。
ただし、④効果的なモデル事業p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業の選定数は、管内市町村数の15%を上限とすること。
- p)都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業について、第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学)の支援・評価を活用すること。

【基準額】(補助率10/10)

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10万人以上
基準額	13,500千円	20,250千円	27,000千円	40,500千円

事業内容

① 生活習慣病予防対策

- a) 特定健診未受診者対策
- b) 特定保健指導未利用者対策
- c) 受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨
- d) 特定健診継続受診対策
- e) 早期介入保健指導事業
- f) 特定健診40歳前勧奨

② 生活習慣病重症化予防対策

- g) 生活習慣病重症化予防における保健指導
- h) 糖尿病性腎症重症化予防

③ 国保一般事業

- i) 健康教育
- j) 健康相談
- k) 保健指導 ①重複・頻回受診者 ②重複・多剤服薬者
③禁煙支援 ④その他保健指導

- l) 歯科にかかる保健事業
- m) 地域包括ケアシステムを推進する取組
- n) 健康づくりを推進する地域活動等
- o) 保険者独自の取組

④ 効果的なモデル事業

- p) 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業

※ 都道府県の指定を受けた事業であること
(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定する)

※ 都道府県と協働で実施する場合、都道府県と市町村がそれぞれ費用を負担する場合は市町村の負担部分に対して交付

保険者努力支援制度(都道府県分) 各年度配点比較

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価【200億円程度】	平成30年度
(i) 特定健診受診率・特定保健指導実施率	20
(ii) 糖尿病等の重症化予防の取組	10
(iii) 個人インセンティブの提供	10
(iv) 後発医薬品の使用割合	20
(v) 保険料収納率	20
体制構築加点	20
合計	100

令和元年度
20
15
10
20
20
15
100

令和2年度
24
26
18
22
20
—
110

令和3年度
24
26
18
22
20
—
110

指標② 医療費適正化のアウトカム評価【150億円程度】	平成30年度
(i) 年齢調整後1人当たり医療費	50
(ii) 重症化予防のマクロ的評価	—
合計	50

令和元年度
50
—
50

令和2年度
60
20
80

令和3年度
60
20
80

指標③ 都道府県の取組状況に関する評価【150億円程度】	平成30年度
(i) 医療費適正化等の主体的な取組状況	
・重症化予防の取組等	20
・市町村への指導・助言等	10
・保険者協議会への積極的関与	—
・都道府県によるKDBを活用した医療費分析等	—
(ii) 法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一	30
(iii) 医療提供体制適正化の推進	(30)
合計	60

令和元年度
20
10
10
10
30
25
105

令和2年度
30
10
10
10
35
25
120

令和3年度
30
10
10
10
41
5
106

※ 改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つつ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

※ 下線部は令和2年度指標からの変更点

保険者努力支援制度(市町村分) 各年度配点比較

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		配点	全体に対する割合	配点	全体に対する割合	配点	全体に対する割合	配点	全体に対する割合
共通①	(1) 特定健診受診率	50	5.9%	50	5.4%	70	7.0%	70	7.0%
	(2) 特定保健指導実施率	50	5.9%	50	5.4%	70	7.0%	70	7.0%
	(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率	50	5.9%	50	5.4%	50	5.0%	50	5.0%
共通②	(1) がん検診受診率	30	3.5%	30	3.3%	40	4.0%	40	4.0%
	(2) 歯科健診	25	2.9%	25	2.7%	30	3.0%	30	3.0%
共通③	重症化予防の取組	100	11.8%	100	10.9%	120	12.0%	120	12.0%
共通④	(1) 個人へのインセンティブ提供	70	8.2%	70	7.6%	90	9.0%	90	9.0%
	(2) 個人への分かりやすい情報提供	25	2.9%	20	2.2%	20	2.0%	20	2.0%
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	35	4.1%	50	5.4%	50	5.0%	50	5.0%
共通⑥	(1) 後発医薬品の促進の取組	35	4.1%	35	3.8%	130	13.0%	130	13.0%
	(2) 後発医薬品の使用割合	40	4.7%	100	10.9%				
固有①	収納率向上	100	11.8%	100	10.9%	100	10.0%	100	10.0%
固有②	データヘルス計画の取組	40	4.7%	50	5.4%	40	4.0%	40	4.0%
固有③	医療費通知の取組	25	2.9%	25	2.7%	25	2.5%	25	2.5%
固有④	地域包括ケア推進・一体的実施	25	2.9%	25	2.7%	25	2.5%	30	3.0%
固有⑤	第三者求償の取組	40	4.7%	40	4.3%	40	4.0%	40	4.0%
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	50	5.9%	60	6.5%	95	9.5%	95	9.5%
	体制構築加点	60	7%	40	4.3%	—	—	—	—
全体	体制構築加点含む	850	100%	920	100%	995	100%	1,000	100%

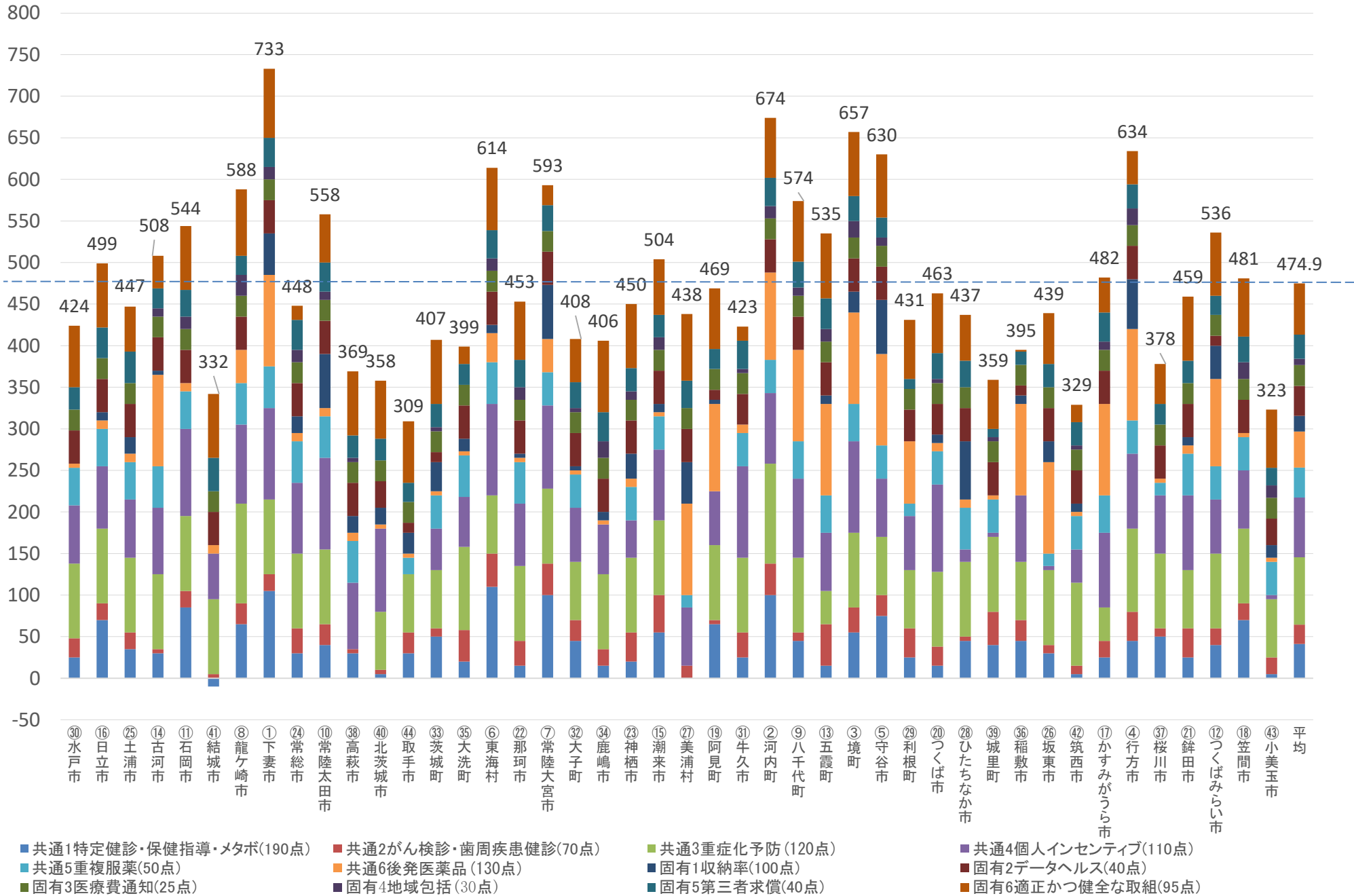
※下線部は令和2年度指標からの変更点

**県内市町村の状況
(2021年度速報値)**

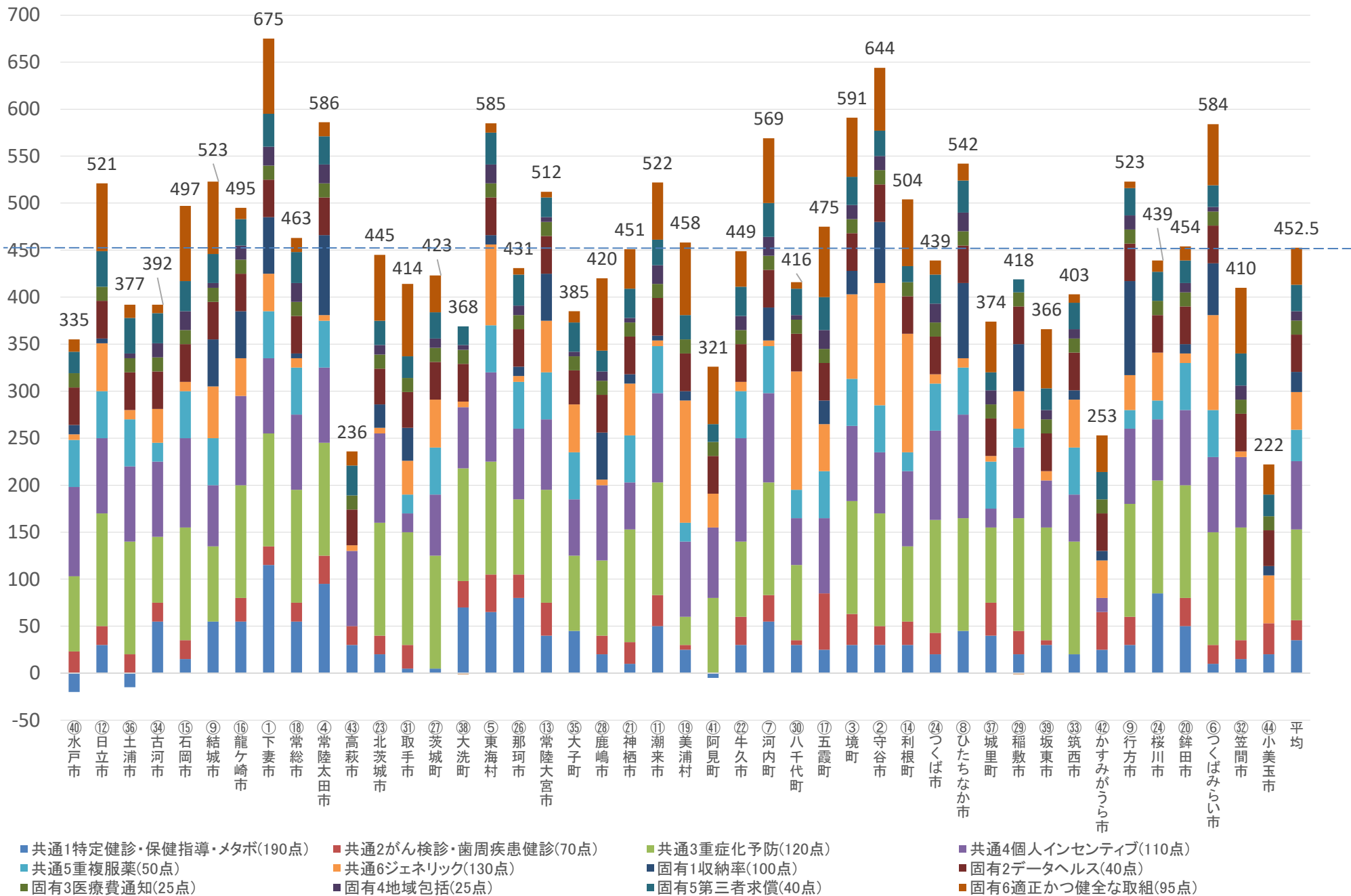
保険者努力支援制度（市町村分）交付額等

令和3年度 保険者努力支援制度				
保険者名	交付額(千円)	被保険者数	一人当たり交付額(円)	点数
水戸市	87,016	57,112	1,524	424
日立市	58,072	32,386	1,793	499
土浦市	52,942	32,960	1,606	447
古河市	63,750	34,923	1,825	508
石岡市	35,531	18,176	1,955	544
結城市	15,364	12,879	1,193	332
龍ヶ崎市	38,449	18,197	2,113	588
下妻市	28,631	10,870	2,634	733
常総市	24,659	15,421	1,599	445
常陸太田市	24,606	12,338	1,994	555
高萩市	8,438	6,364	1,326	369
北茨城市	12,285	9,550	1,286	358
取手市	23,406	25,149	931	259
茨城町	13,213	9,035	1,462	407
大洗町	6,712	4,682	1,434	399
東海村	14,460	6,554	2,206	614
那珂市	20,609	12,661	1,628	453
常陸大宮市	23,167	10,872	2,131	593
大子町	7,315	4,990	1,466	408
鹿嶋市	24,326	16,674	1,459	406
神栖市	35,523	22,265	1,595	444
潮来市	13,760	7,598	1,811	504
美浦村	5,519	3,783	1,459	406
阿見町	18,636	11,058	1,685	469
牛久市	28,491	18,744	1,520	423
河内町	5,754	2,430	2,368	659
八千代町	14,745	7,149	2,063	574
五霞町	4,347	2,274	1,912	532
境町	16,351	6,926	2,361	657
守谷市	28,121	12,422	2,264	630
利根町	7,534	4,865	1,549	431
つくば市	75,266	45,239	1,664	463
ひたちなか市	46,766	29,781	1,570	437
城里町	6,755	5,237	1,290	359
稲敷市	16,242	11,443	1,419	395
坂東市	24,432	15,488	1,577	439
筑西市	30,310	25,638	1,182	329
かすみがうら市	17,438	10,068	1,732	482
行方市	24,835	10,901	2,278	634
桜川市	14,870	11,124	1,337	372
鉾田市	30,683	18,603	1,649	459
つくばみらい市	20,270	10,524	1,926	536
笠間市	31,859	18,626	1,710	476
小美玉市	14,897	12,835	1,161	323
合計	1,116,355	676,814	1,649	472.1

令和2年度 保険者努力支援制度				
保険者名	交付額(千円)	被保険者数	一人当たり交付額(円)	点数
水戸市	68,533	59,096	1,160	335
日立市	60,878	33,754	1,804	521
土浦市	44,696	34,248	1,305	377
古河市	48,853	36,372	1,343	392
石岡市	32,674	18,991	1,720	497
結城市	24,315	13,430	1,810	523
龍ヶ崎市	32,119	18,744	1,714	495
下妻市	26,631	11,397	2,337	675
常総市	26,494	16,638	1,592	463
常陸太田市	25,544	12,657	2,018	586
高萩市	5,365	6,568	817	236
北茨城市	15,027	9,755	1,540	445
取手市	37,725	26,323	1,433	414
茨城町	13,656	9,326	1,464	423
大洗町	6,290	4,938	1,274	368
東海村	13,821	6,825	2,025	585
那珂市	19,217	13,001	1,478	431
常陸大宮市	19,805	11,174	1,772	512
大子町	6,869	5,154	1,333	385
鹿嶋市	25,029	17,339	1,444	420
神栖市	35,982	23,047	1,561	451
潮来市	14,139	7,885	1,793	522
美浦村	6,194	3,907	1,585	458
阿見町	12,471	11,223	1,111	321
牛久市	30,401	19,559	1,554	449
河内町	4,961	2,519	1,969	569
八千代町	10,520	7,376	1,426	416
五霞町	3,913	2,380	1,644	475
境町	14,795	7,281	2,032	591
守谷市	28,469	12,770	2,229	644
利根町	9,074	5,201	1,745	504
つくば市	69,986	46,369	1,509	439
ひたちなか市	57,363	30,573	1,876	542
城里町	6,949	5,411	1,284	374
稲敷市	17,145	11,849	1,447	418
坂東市	20,532	16,339	1,257	366
筑西市	37,184	26,654	1,395	403
かすみがうら市	9,198	10,503	876	253
行方市	20,670	11,417	1,810	523
桜川市	15,705	11,784	1,333	439
鉾田市	30,356	19,315	1,572	454
つくばみらい市	22,153	10,958	2,022	584
笠間市	27,571	19,426	1,419	410
小美玉市	9,861	13,312	741	222
合計	1,069,133	702,788	1,521	452.5



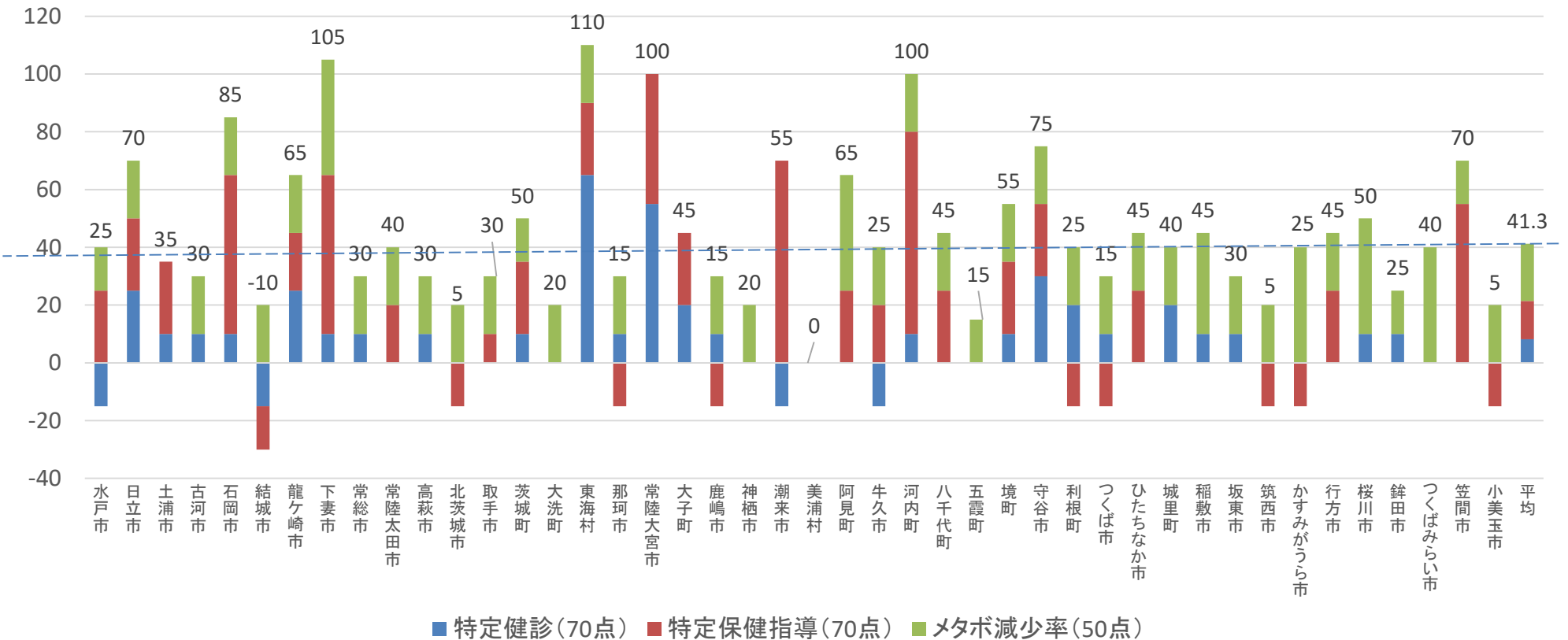
(参考) 令和2年度保険者努力支援制度 (市町村分) 市町村別獲得点 全体 (995点満点)



速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （特定健康診査・特定保健指導・メタボ関連：満点190点）

(1) 特定健康診査の受診率の評価指標	次頁スライドを参照
(2) 特定保健指導の受診率の評価指標	次々頁スライドを参照
(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（平成30年度の実績を評価）	配点
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値（25％）を達成している場合	40
② ①の基準を達成している場合、減少率が平成29年度以上の値となっている場合	10
③ ①の基準は達成していないが、減少率が全自治体の上位3割に当たる2.85％を達成している場合	20
④ ③の基準を達成し、かつ平成29年度の実績と比較し、減少率が2ポイント以上向上している場合	20
⑤ ①及び③の基準は達成していないが、減少率が全自治体の上位5割に当たる-2.27％達成している場合	15
⑥ ⑤の基準を達成し、かつ平成29年度の実績と比較し、減少率が2ポイント以上向上している場合	20
⑦ ①、③及び⑤の基準は達成していないが、平成29年度の実績と比較し、減少率が3ポイント以上向上している場合	20

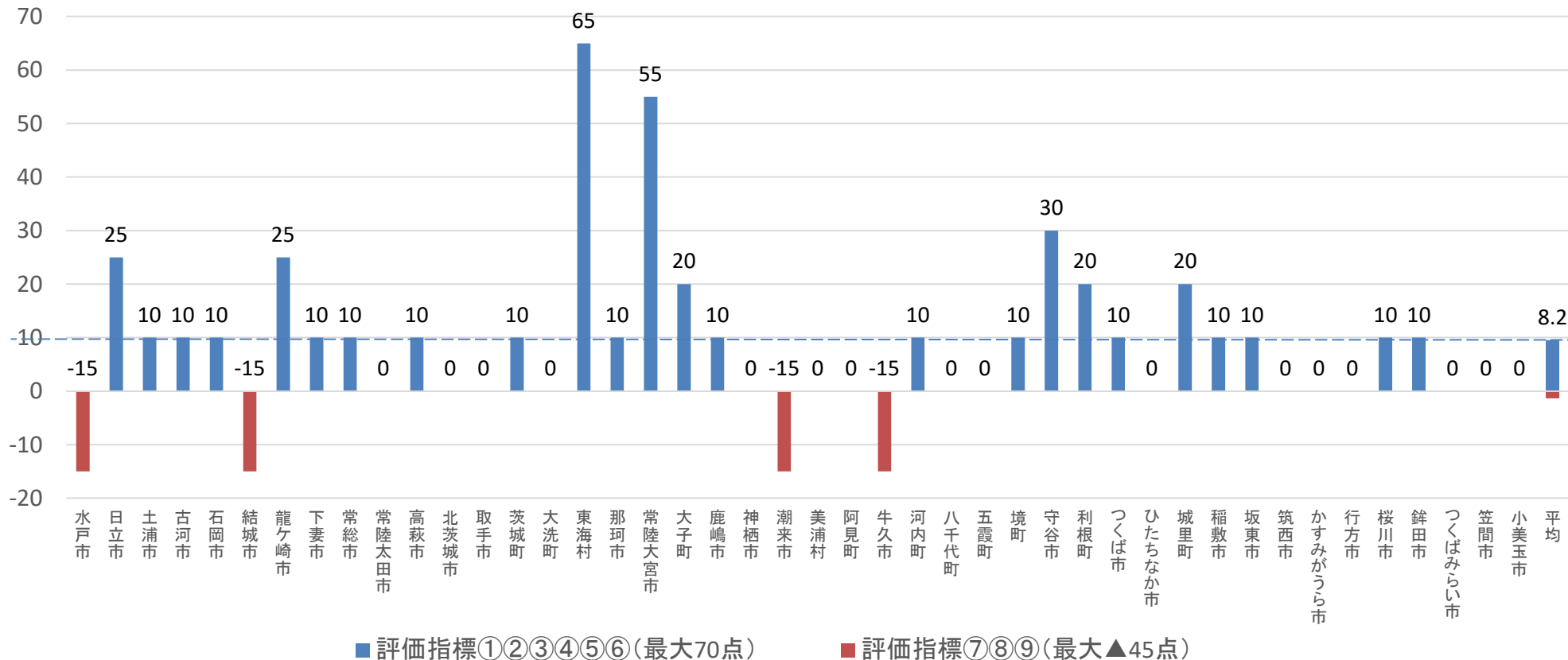


速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 都道府県別平均獲得点 共通指標① 特定健診（配点：70点）

特定健康診査の受診率（平成30年度の実績を評価）

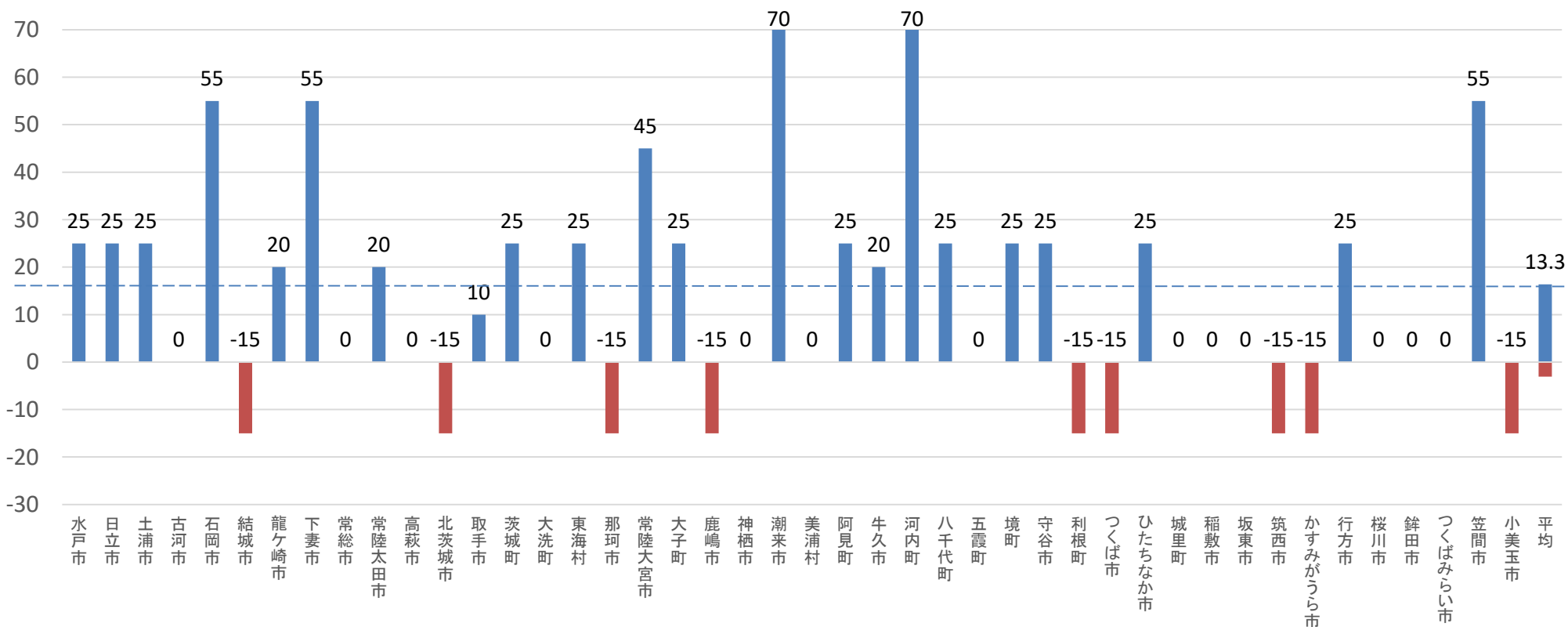
評価指標	配点	
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成している場合	50	
② ①の基準を達成し、かつ受診率が平成29年度以上の値となっている場合	20	
③ ①の基準は達成していないが、受診率が平成30年度の市町村規模別の自治体上位1割又は上位3割に当たる受診率を達成している場合	上位1割 30 or 上位3割 20	
10万人以上		47.52%（平成30年度上位1割） 37.32%（平成30年度上位3割）
5万～10万人		47.17%（平成30年度上位1割） 41.46%（平成30年度上位3割）
1万人～5万人		50.03%（平成30年度上位1割） 44.19%（平成30年度上位3割）
3千人～1万人		53.88%（平成30年度上位1割） 46.95%（平成30年度上位3割）
3千人未満		62.77%（平成30年度上位1割） 53.60%（平成30年度上位3割）
④ ③に該当し、かつ平成29年度の実績と比較し、受診率が3（1.5）ポイント以上向上している場合	35（25）	
⑤ ①及び③の基準は達成していないが、平成29年度の実績と比較し、受診率が3ポイント以上向上している場合	25	
⑥ ①、③及び⑤の基準は達成していないが、平成27年度の受診率から平成30年度の受診率が連続して向上している場合	10	
⑦ 受診率が25%以上33%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く。）	-15	
⑧ 受診率が25%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く。）	-30	
⑨ ①及び③の基準は満たさず、かつ平成28年度の受診率から平成30年度の受診率が連続して低下している場合	-15	



速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 都道府県別平均獲得点 共通指標① 特定保健指導（配点：70点）

特定保健指導の実施率（平成30年度の実績を評価）	配点	
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成している場合	50	
② ①の基準を達成し、かつ実施率が平成29年度以上の値となっている場合	20	
③ ①の基準は達成していないが、実施率が平成30年度の市町村規模別の自治体上位3割に当たる実施率を達成している場合	20	
10万人以上		23.11%（平成30年度上位3割）
5万～10万人		25.37%（平成30年度上位3割）
1万人～5万人		44.72%（平成30年度上位3割）
3千人～1万人		56.48%（平成30年度上位3割）
3千人未満	64.71%（平成30年度上位3割）	
④ ③に該当し、かつ平成29年度の実績と比較し、実施率が5（3）ポイント以上向上している場合	35（25）	
⑤ ①及び③の基準は達成していないが、平成29年度の実績と比較し、実施率が5ポイント以上向上している場合	25	
⑥ ①、③及び⑤の基準は達成していないが、平成27年度の実施率から平成30年度の実施率が連続して向上している場合	10	
⑦ 実施率が10%以上15%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く。）	-15	
⑧ 実施率が10%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く。）	-30	
⑨ ①及び③の基準は満たさず、かつ平成28年度の実施率から平成30年度の実施率が連続して低下している場合	-15	



■ 評価指標①②③④⑤⑥(最大70点)

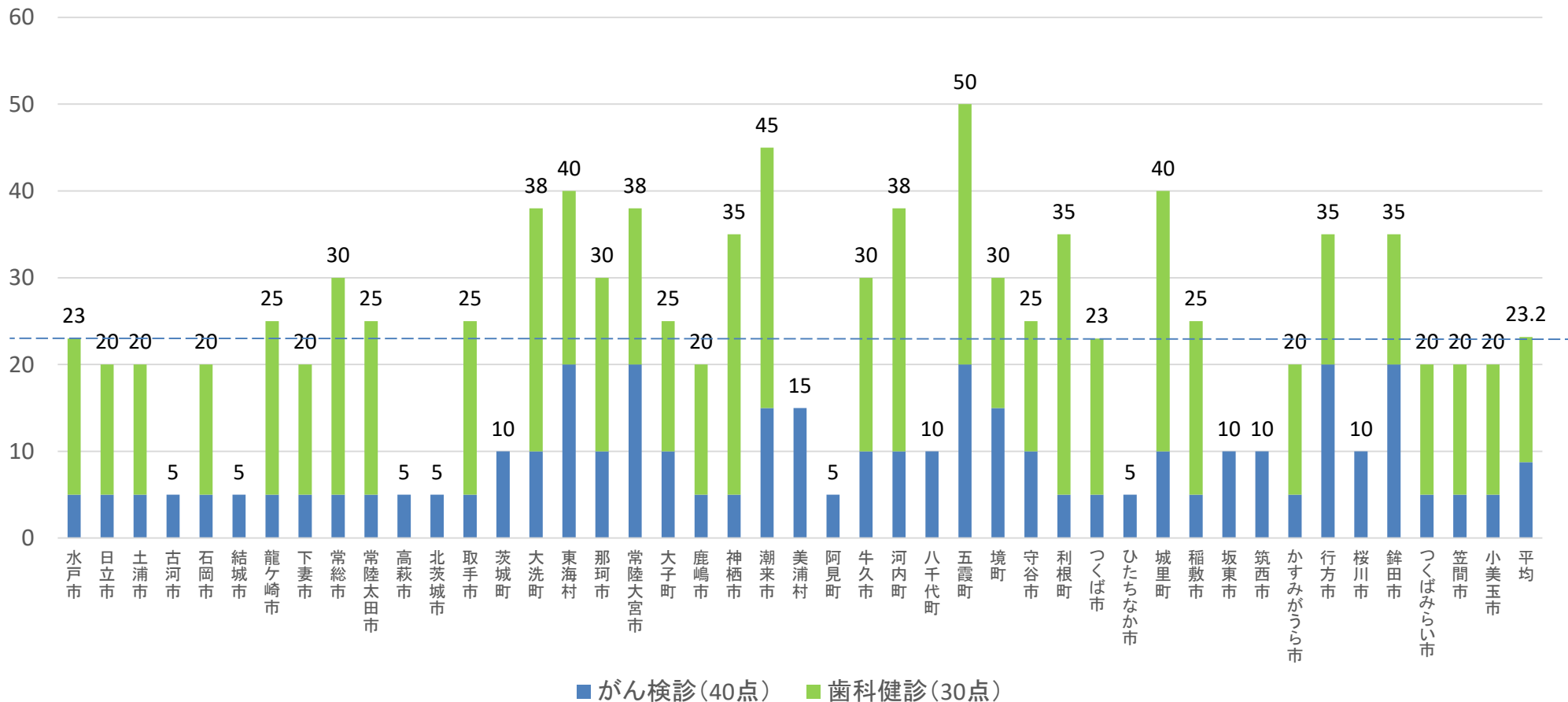
■ 評価指標⑦⑧⑨(最大▲45点)

速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （がん検診・歯科健診関連：満点70点）

がん検診受診率（平成30年度の実績、令和2年度の実施状況を評価）	配点
① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診の平均受診率が25%を達成している場合	15
② ①の基準は達成していないが、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位3割に当たる23.90%を達成している場合	10
③ ①及び②の基準は達成していないが、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位5割に当たる18.51%を達成している場合	5
④ 平成29年度の実績と比較し、平均受診率が1ポイント以上向上している場合	20
⑤ 受診率の向上のため、がん検診と特定健診を一体的に実施している場合	5

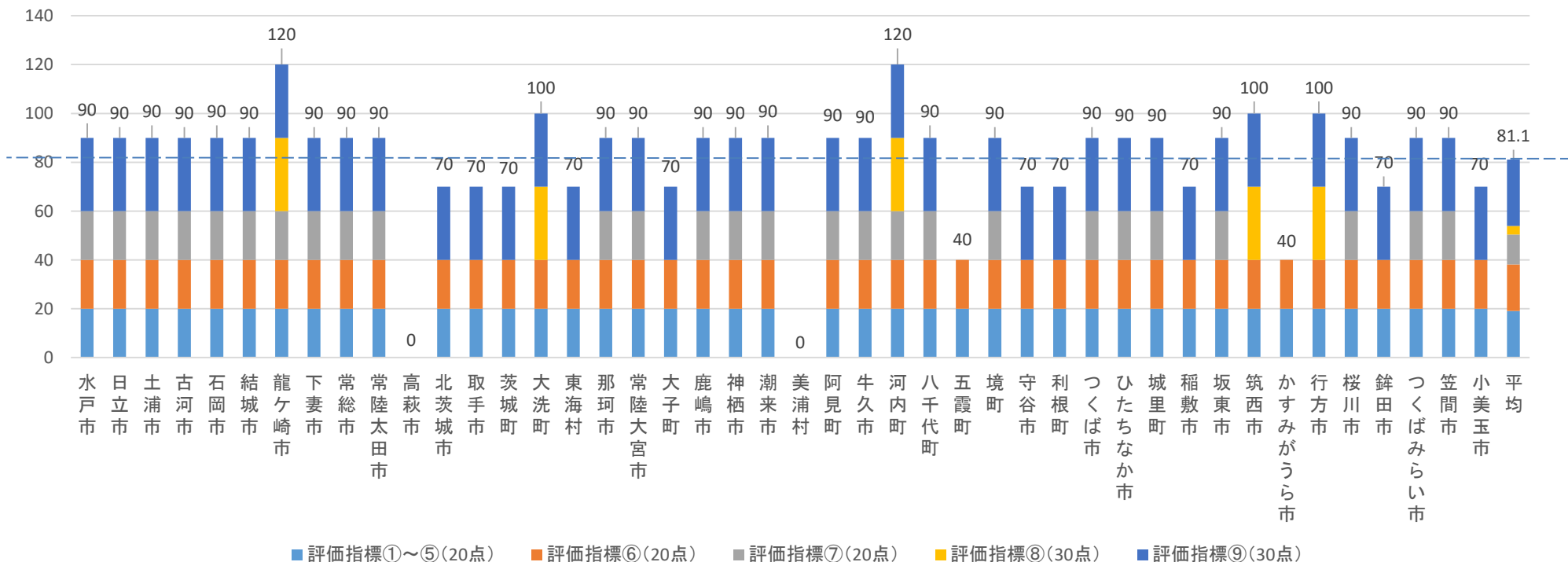
歯科健診受診率（令和2年度の実施状況、令和元年度の実績を評価）	配点
① 歯科健診を実施（※）している場合 ※ 歯周疾患（病）検診、歯科疾患（病）検診を含む。	15
② 令和元年度の歯科健診の受診率が全自治体の上位3割に当たる7.59%を達成している場合	5
③ ②の基準は達成していないが、令和元年度の歯科健診の受診率が全自治体の上位5割に当たる3.86%を達成している場合	3
④ 平成30年度の実績と比較し、受診率が1ポイント以上向上している場合	10



速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （重症化予防関連：満点120点）

重症化予防の取組の実施状況（令和2年度の実施状況を評価、平成30年度の実績を評価）	配点	
以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合	20	
※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する		
① 対象者の抽出基準が明確であること		
② かかりつけ医と連携した取組であること		
③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること		
④ 事業の評価を実施すること	20	
⑤ 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること		
①～⑤の基準を全て満たす取組を実施する場合であって、以下を満たす取組を実施している場合	20	
⑥ 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握していること。		
⑦ ①の抽出基準に基づき、全ての糖尿病未治療者及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診勧奨を実施していること。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診がない者には更に面談等を実施していること。	20	
⑧ 特定健診受診者のうち、HbA1cが8.0%以上の未治療者の割合が小さい順に、平成30年度の市町村規模別の自治体上位3割に当たる割合を達成している場合	30	
10万人以上		0.0683%（平成30年度上位3割）
5万～10万人		0.0516%（平成30年度上位3割）
1万人～5万人		0.0459%（平成30年度上位3割）
3千人～1万人		0.0420%（平成30年度上位3割）
3千人未満	0.0000%（平成30年度上位3割）	
⑨ 保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価していること。	30	

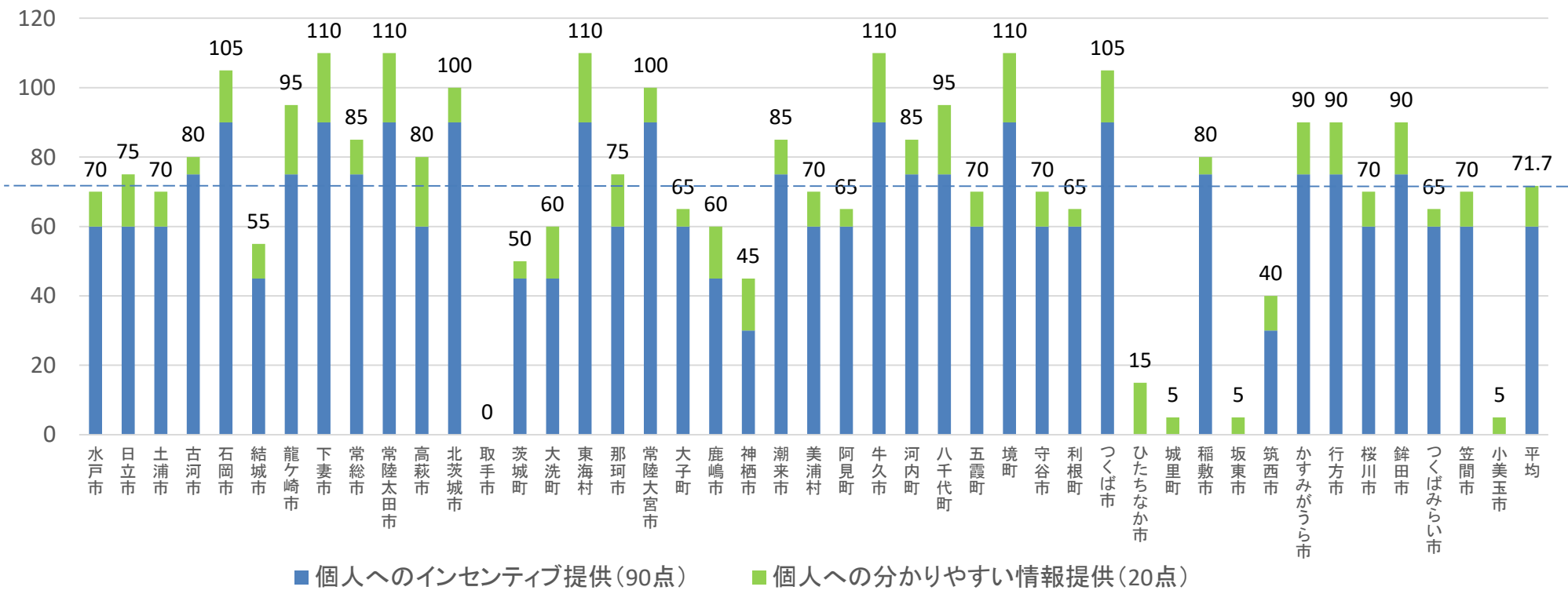


速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （個人インセンティブ関連：満点110点）

個人へのインセンティブの提供の実施（令和2年度の実施状況を評価）	配点
以下の基準を全て満たす個人へのインセンティブの提供の取組を実施している場合	30
① 一般住民の自主的な予防・健康づくりを推進するため、住民の予防・健康づくりの取組や成果に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じて報奨を設ける等の事業を実施している場合	
② ①の事業の実施後、当該事業が住民の行動変容につながったかどうか効果検証を行った上で、当該検証に基づき事業改善を行うなどPDCAサイクルで事業の見直しを実施している場合	15
③ 個人へのインセンティブの提供に当たり、プログラム等の中での本人の取組を評価していること	
④ 個人へのインセンティブの提供に当たり、本人の取組の成果としての健康指標の改善を評価していること	15
⑤ 事業の参加者が自身の健康データ等を把握できる仕組みとなっていること	15
⑥ 商工部局との連携、地域の商店街との連携等の「健康なまちづくり」の視点を含めた事業を実施している場合	15

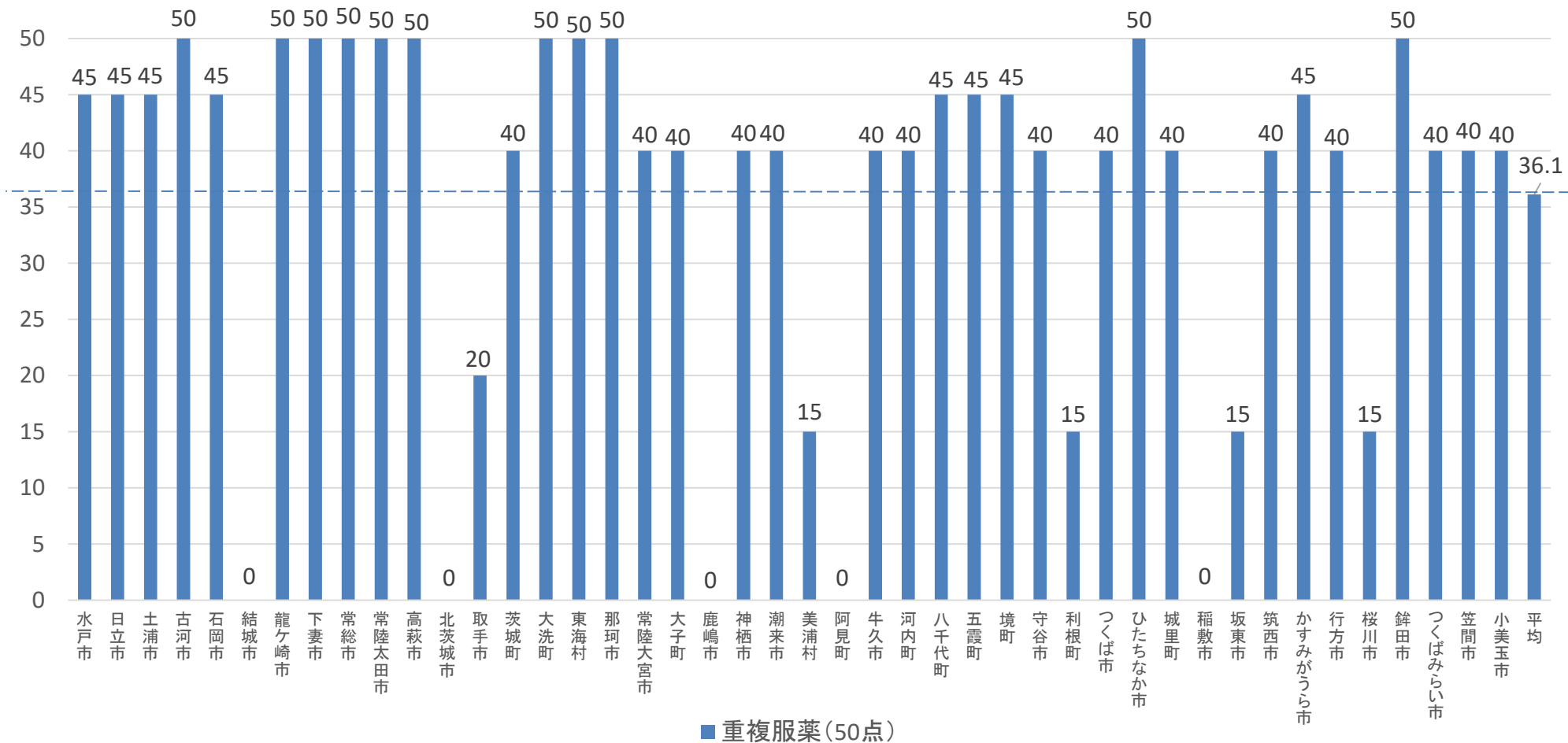
個人への分かりやすい情報提供の実施（令和2年度の実施状況を評価）	配点
以下の基準を全て満たす個人への分かりやすい情報提供の取組を実施している場合	5
① 特定健診等の受診者に、ICT等を活用して健診結果を提供していること	
② 疾病リスクとの関係で検査の数値の持つ意味について、経年表・グラフ等を用いて視覚的に分かりやすく説明していること	
③ 疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、確実に受診勧奨を実施していること	
④ 検査値を改善するための個人の状態に応じた生活習慣についてのアドバイスも提供していること	5
⑤ 国保加入時や納入通知書の発送時等に、市町村が実施する保健事業及びマイナンバーカードの取得促進等についてリーフレット等を用いて広く情報提供している場合	
⑥ 40歳未満の被保険者に対し、健康意識の向上及び特定健診等の実施率向上のための周知・啓発を行っている場合	5
⑦ 被保険者に対し、セルフメディケーションの推進（OTC医薬品の普及を含む）のための周知・啓発を行っている場合	5



速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （重複服薬関連：満点50点）

重複・多剤投与者に対する取組（令和2年度の実施状況の評価）	配点
① 重複・多剤投与者の抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施している場合	15
② ①の基準を満たす取組の実施後、対象者の服薬状況や 副作用の改善状況等を確認し、実施前後で評価している場合	25
③ 郡市区医師会や薬剤師会等地域の医療関係団体と連携して重複・多剤投与の対策を実施している場合	5
④ 被保険者に対し、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知・啓発を行っている場合	5

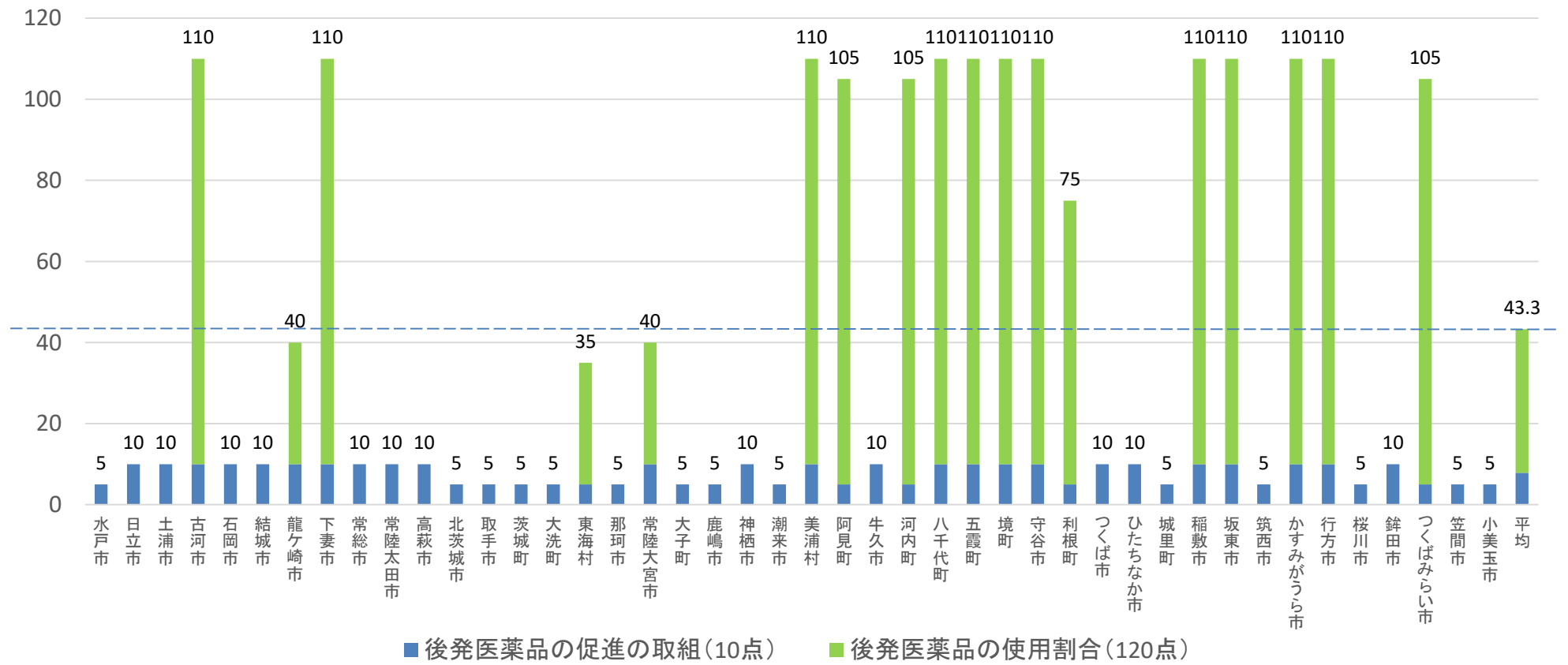


速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （後発医薬品の取組・使用割合関連：満点130点）

後発医薬品の促進の取組（令和2年度の実施状況を評価）	配点
① 後発医薬品の使用状況について、年齢別等に類型化し、把握した上で、事業目標を立てている場合	5
以下の基準を全て満たす後発医薬品の差額通知の事業を実施している場合	
② 通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか確認していること。	5
③ 被保険者に対し、後発医薬品についての更なる理解の促進を図るため、差額通知等において、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報を記載していること。	

後発医薬品の使用割合（令和元年度の実績を評価）	配点
① 後発医薬品の使用割合の政府目標である目標値（80%）を達成している場合	70
② ①の基準を達成し、かつ使用割合が全自治体上位1割以上に当たる85.53%を達成している場合	20
③ ①の基準を達成し、かつ平成30年度の実績と比較し、使用割合が1ポイント以上向上している場合	30
④ ①の基準は達成していないが、使用割合が全自治体上位5割に当たる79.64%を達成している場合	30
⑤ ④の基準を達成し、かつ平成30年度の実績と比較し、使用割合が5ポイント以上向上している場合	50
⑥ ①及び④の基準は達成していないが、平成30年度の実績と比較し、使用割合が5ポイント以上向上している場合	45
⑦ ①の基準は満たさず、かつ平成29年度の使用割合から令和元年度の使用割合が連続して低下している場合	-10



速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （収納率関連：満点100点）

保険料（税）収納率（令和元年度実績を評価）

配点

① 現年度分の収納率が平成30年度の市町村規模別の全自治体上位3割又は上位5割に当たる収納率を達成している場合

10万人以上	93.58%（平成30年度上位3割） 92.27%（平成30年度上位5割）
5万～10万人	92.88%（平成30年度上位3割） 92.08%（平成30年度上位5割）
1万人～5万人	95.21%（平成30年度上位3割） 94.17%（平成30年度上位5割）
3千人～1万人	96.40%（平成30年度上位3割） 95.49%（平成30年度上位5割）
3千人未満	98.43%（平成30年度上位3割） 97.14%（平成30年度上位5割）

上位
3割
50
or
上位
5割
35

② 平成30年度実績と比較し収納率が1ポイント以上向上している場合（平成30年度及び令和元年度の収納率が99%以上である場合を含む）

25

③ ②の基準は達成していないが、平成30年度実績と比較し収納率が0.5ポイント以上向上している場合（①で上位3割の収納率を達成している自治体において、収納率が平成30年度以上の値となっている場合を含む）

10

④ ②及び③の基準は達成していないが、平成29年度から令和元年度の3か年平均の収納率が①の基準の上位5割の収納率を満たしている場合

5

⑤ 滞納繰越分の収納率が平成30年度実績と比較し、5ポイント以上向上している場合（平成30年度及び令和元年度の滞納繰越分の収納率が99%以上である場合を含む）

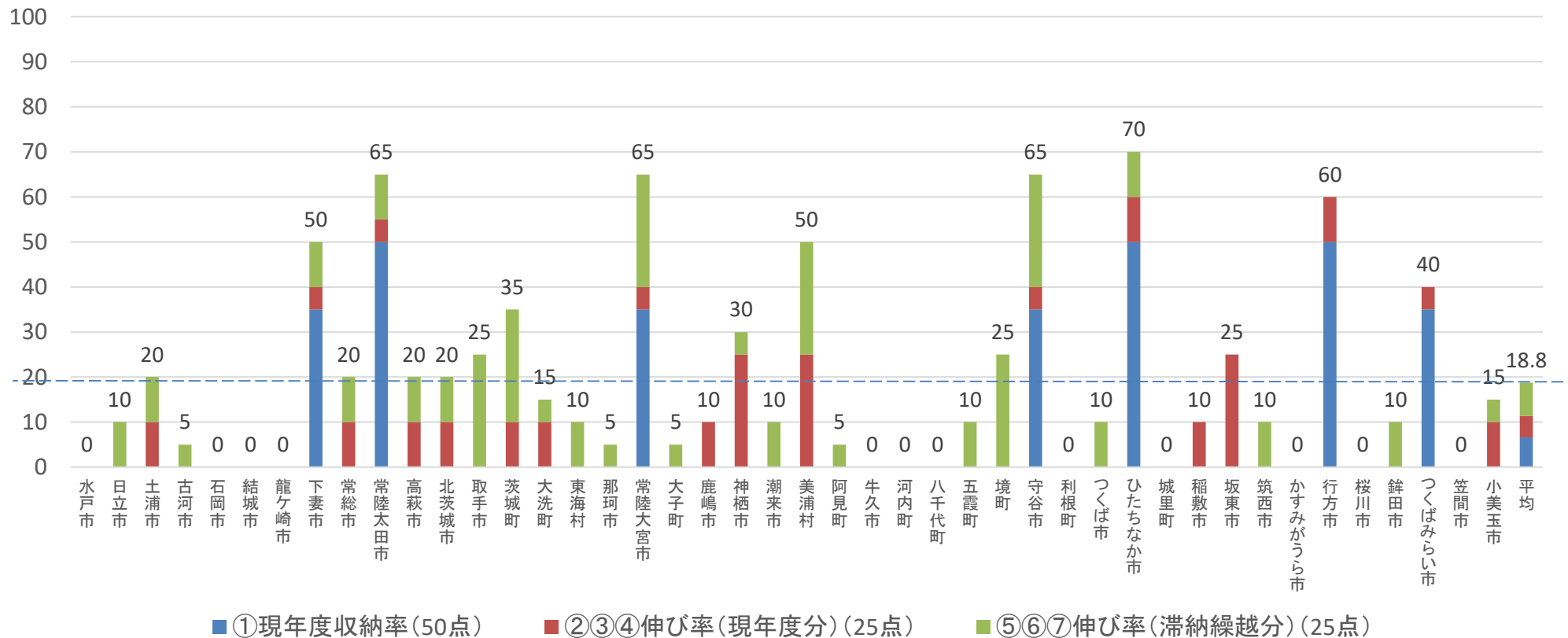
25

⑥ ⑤の基準は達成していないが、滞納繰越分の収納率が平成30年度実績と比較し、2ポイント以上向上している場合

10

⑦ ⑤及び⑥の基準は達成していないが、滞納繰越分の収納率が平成30年度実績と比較し、1ポイント以上向上している場合

5



■ ①現年度収納率(50点)

■ ②③④伸び率(現年度分)(25点)

■ ⑤⑥⑦伸び率(滞納繰越分)(25点)

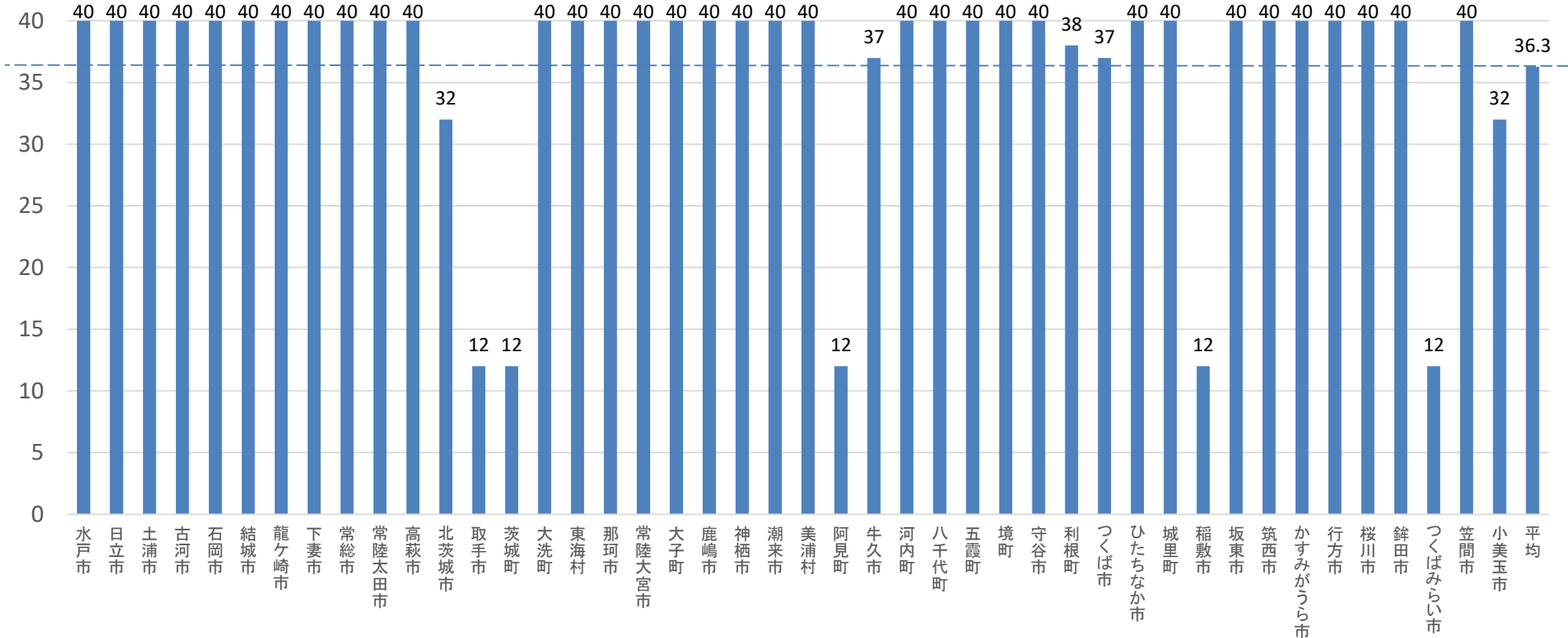
速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （データヘルス計画関連：満点40点）

データヘルス計画の実施状況（令和2年度の実施状況を評価）

配点

① データヘルス計画を策定し、これに基づき保健事業が実施されている場合	2
② データヘルス計画に係る令和2年度の個別の保健事業について、データヘルス計画の目標等を踏まえたアウトカム指標が設定されている場合	10
③ データヘルス計画の中間評価に当たり、ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカムの4つの視点に基づき評価を行っている場合	10
④ データヘルス計画に係る令和2年度の保健事業の実施・評価について、国保部局・高齢者医療部局・保健関係部局・介護部局等の関係部局による連携体制が構築され、かつ、中間評価に当たっても同体制が構築されている場合	2
⑤ データヘルス計画に係る令和2年度の保健事業の実施・評価について、都道府県(保健所含む。)との連携体制が構築され、かつ、中間評価に当たっても同体制が構築されている場合	3
⑥ データヘルス計画に係る令和2年度の保健事業の実施・評価について、学識経験者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係者などとの連携体制が構築され、かつ、中間評価に当たっても同体制が構築されている場合	3
⑦ データヘルス計画の中間評価に当たり、KDB等各種データベースを活用し、必要なデータ分析を行い、健康課題・目標やそれらに応じた事業の優先順位付けの見直しなどを行っている場合	5
⑧ データヘルス計画の中間評価に当たり、国保連合会の支援評価委員会等外部有識者の助言を得ている場合	5



■ データヘルス(40点)

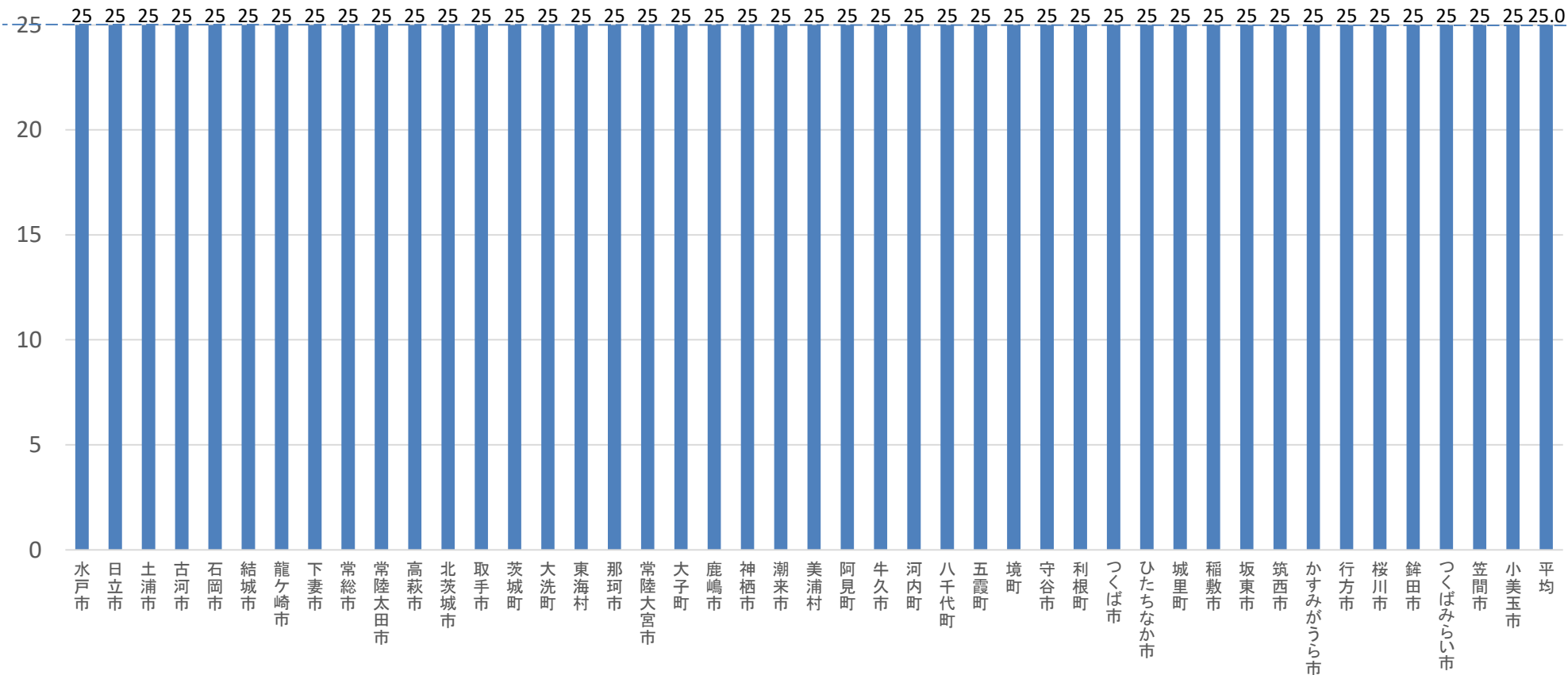
医療費通知の取組（令和2年度の実施状況を評価）

医療費通知について、次の要件を満たす取組を実施している場合

- ① 被保険者が支払った医療費の額及び医療費の総額（10割）又は保険給付費の額を表示していること
- ② 受診年月を表示していること
- ③ 1年分の医療費を漏れなく通知していること（通知頻度は問わない）
- ④ 医療機関名を表示していること
- ⑤ 入院・通院・歯科・薬局の別及び日数を表示していること
- ⑥ 柔道整復療養費を表示していること
- ⑦ ①から⑥を表示した確定申告に使用可能な医療費通知について、確定申告前までに適切に通知している場合

配点

25

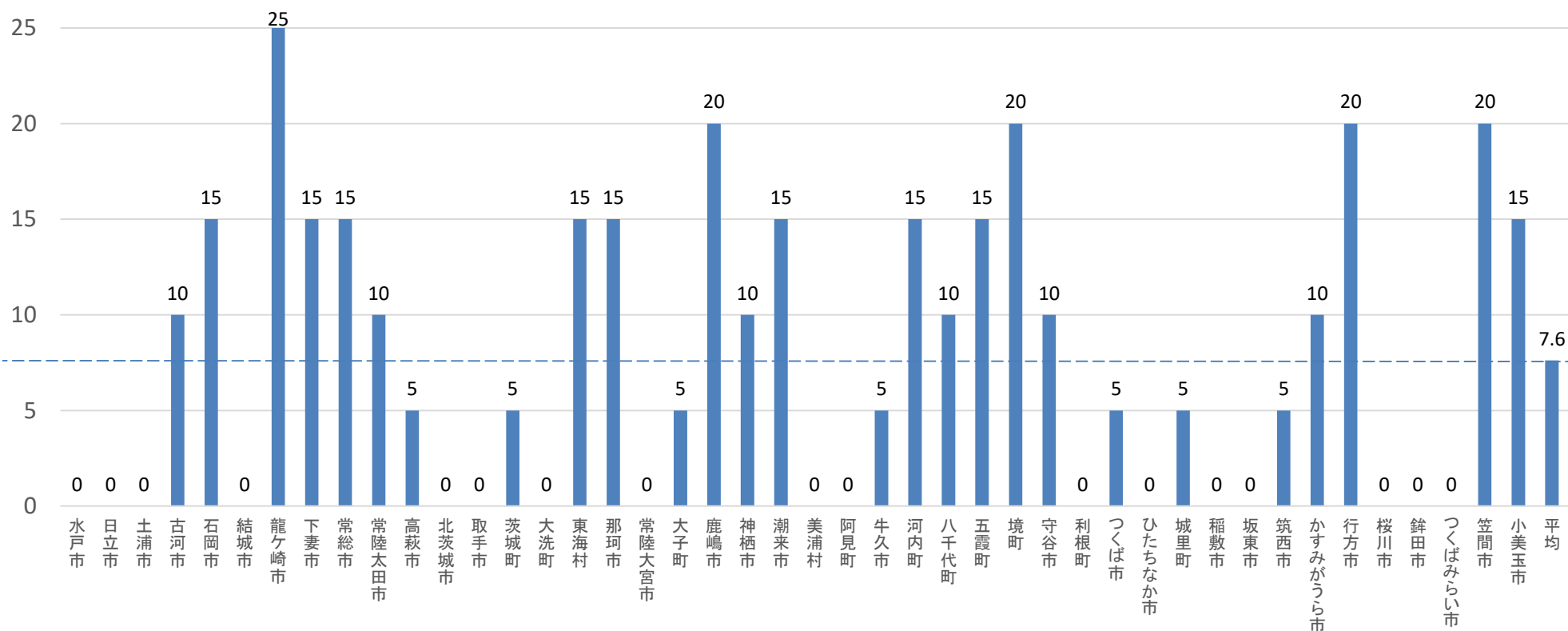


■ 医療費通知(25点)

地域包括ケア推進・一体的実施の取組（令和2年度の実施状況を評価）

配点

地域包括ケア推進・一体的実施の取組（令和2年度の実施状況を評価）	配点
国保の視点から地域包括ケアの推進・一体的な実施に資する下記のような取組を国保部局で実施している場合	
① 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい・生活支援など部局横断的な議論の場に国保部局として参画し、KDB等を活用したデータ提供等により地域の課題を共有し、対応策を検討	5
② 地域包括ケアの構築に向けて在宅医療・介護連携推進事業に国保部局として参画し、地域の現状分析・課題抽出、対応策の検討、多職種連携研修などを実施	5
③ KDB等を活用してハイリスク群・予備群等を抽出し、国保部局として当該ターゲット層に対する支援を実施（お知らせや保健師等専門職による個別支援、介護予防を目的とした取組等）	5
④ 国保直診施設等を拠点とした取組をはじめ、医療・介護関係機関の連携による地域包括ケアの推進に向けた取組の実施	5
⑤ 国保の保健事業について専門職を活用し、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業と一体的に実施	5
⑥ ⑤の事業の実施に当たり、国保のデータに加え、後期高齢者医療及び介護保険のデータについても、KDB等を活用した分析を総合的に実施	5

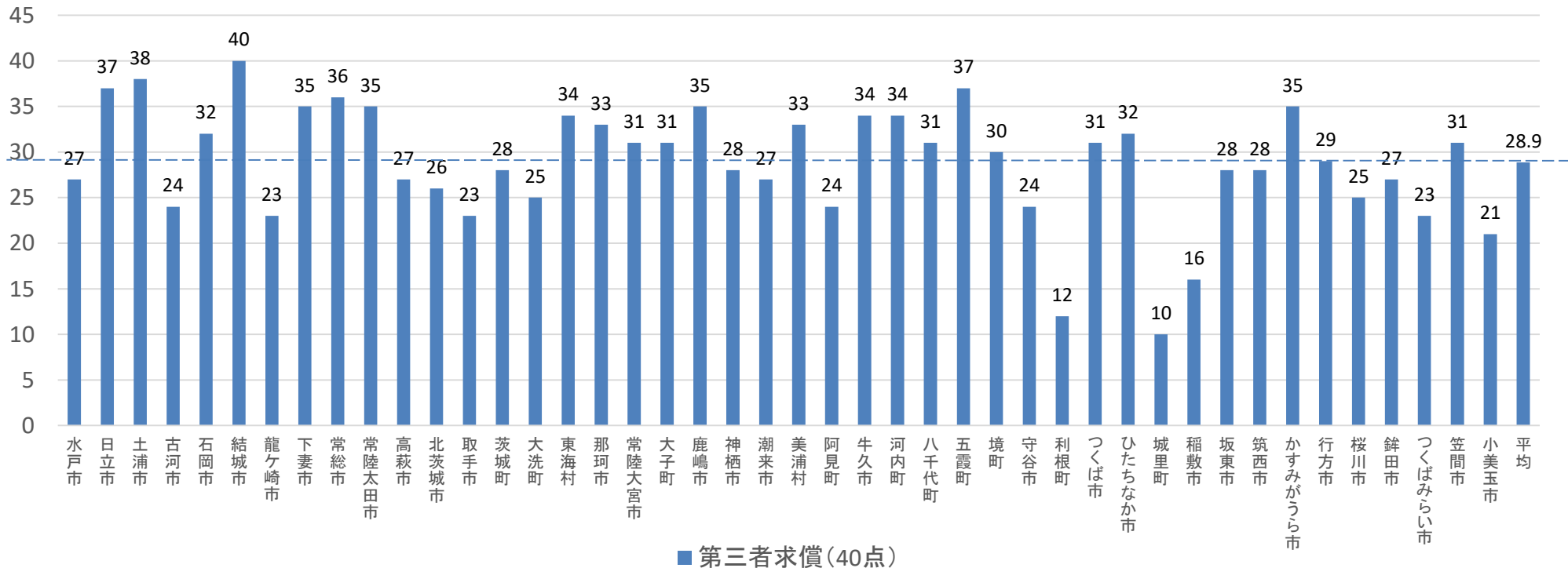


■ 地域包括ケア(30点)

第三者求償（令和2年度の実施状況を評価）

配点

① 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っていることを前提として、第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と締結した第三者行為による傷病届の提出に関する覚書に基づく様式に統一して、代行されている場合（全様式が統一されていない場合は7点）	10 (7)
② 第三者求償事務に係る評価指標（2必須指標）について、前年度の数値目標を達成している場合（平成28年4月4日国民健康保険課長通知）（1指標のみ達成の場合は3点）	5 (3)
③ 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の2種類以上の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築している場合（1機関のみの場合は4点）	8 (4)
④ 各市町村のホームページにおける第三者求償のページ等において、傷病届の提出義務について周知し、傷病届の様式（覚書様式）と、第三者行為の有無の記載欄を設けた高額療養費等の各種申請書をダウンロードできるようにしている場合	5
⑤ 国保連合会等主催の第三求償研修に参加し、知識の習得に努めている。また、顧問弁護士、行政書士等の専門家の助言などを得て、課題の解決に取り組んでいる場合（研修参加のみの場合は3点）	6 (3)
⑥ 求償専門員の設置や国保連合会と連携、債権回収の庁内連携など、第三者直接請求を行う体制を構築し、第三者直接求償を行っている場合（請求すべき案件がない場合も含む）	6



速報値

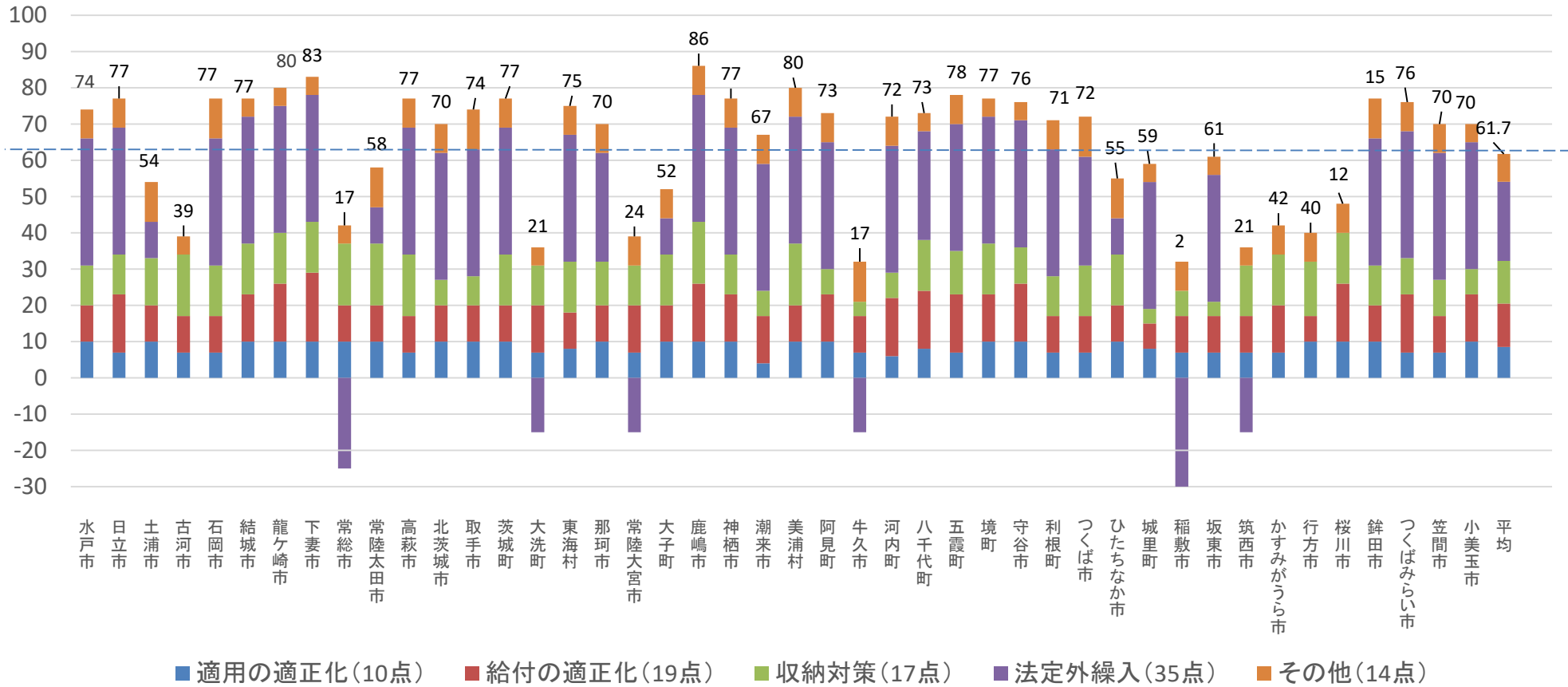
令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （適正かつ健全な事業運営の実施状況関連：満点95点）

(1)居所不明被保険者の調査	配点
① 「取扱要領」を策定している場合	2
② 居所不明被保険者の調査を行い、職権による住基抹消を担当課へ依頼するなど、その解消に努めている場合（居所不明被保険者がいない場合も含む）	2
(2)所得未申告世帯の調査	配点
① 全世界帯に占める推計賦課世帯及び未申告世帯の割合が、前年度と比較して、減少している場合	3
(3)国年被保険者情報を活用した適用の適正化	配点
① 日本年金機構と契約を締結して、国民年金被保険者情報を適用の適正化に活用している場合	3
(1)レセプト点検の充実・強化	配点
① 複数の医療機関で受診した同一患者に係るレセプト点検を行っている場合	2
② 柔道整復療養費について、多部位、長期または頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因の調査等を実施し、患者に対する適正受診の指導を行っている場合	3
③ 令和元年度（4～3月）の1人当たりの財政効果額が前年度（4～3月）と比較して、向上している場合	3
④ 令和元年度の1人当たりの財政効果額が全国平均を上回っている場合	3
⑤ 介護保険との給付調整を行うため、介護保険関係課からの情報提供（国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから提供される突合情報）を受け適切にレセプト点検を行っている場合	3
(2)一部負担金の適切な運営	配点
① 一部負担金の減免基準を定めている場合	2
② 医療機関からの申請がある場合、一部負担金の保険者徴収制度を適切に運営している場合（医療機関から申請がない場合も含む）	3
(1)保険料（税）収納率の確保・向上	配点
① 令和元年度の普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が、前年度より向上している場合	3
② 短期証を交付する際に、納付相談等の機会を設ける方針を定めている場合	2
③ 資格証明書については、保険料を納付できない特別な事情の有無を十分確認した上で交付するよう方針を定めている場合	2
④ 1年以上の長期滞納者については、必ず財産調査を行う方針を定めている場合	2
⑤ 滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針としている場合	2
⑥ 滞納者の滞納理由が経済的な困窮であること等を把握した場合に、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を行っている場合	3
(2)外国人被保険者への周知	配点
① 外国人被保険者に対し、国保制度の概要（保険料納付の必要性を含む）について記載された外国語のパンフレットや納入通知書等を作成し、制度の周知・収納率の向上を図っている場合	3

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 （令和元年度の実施状況を評価）	配点
① 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合 赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合	35
② 令和元年度の削減予定額（率）を達成している場合	30
③ 令和元年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	15
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 令和元年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※削減予定額(率)が10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。	10
⑤ 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額は増加していないが、削減予定額（率）は達成していない場合	-15
⑥ 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が増加している場合	-25
⑦ 計画策定対象市町村 [*] であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合 ※令和元年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、令和元年度決算において決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合を含む。	-30
(1)国保従事職員研修の状況	配点
① 年度当初に研修計画等を策定し、都道府県、連合会または関係団体等が主催する研修会、事務説明会に職員が計画的に参加している場合	2
(2)国保運営協議会の体制強化	配点
① 国保運営協議会の体制強化のために、被用者保険の代表委員を加えている場合	3
(3)事務の標準化、効率化・コスト削減、広域化に係る取組	配点
① 事務の標準化を図り、制度改正の度に生じるコストの発生を抑えるために、市町村事務処理標準システムを導入している場合	3
② 事務の共同化、効率化・コスト削減、広域化、セキュリティ強化等を図るために、都道府県内の複数市町村によるシステムの共同利用（クラウド等）を導入している場合	3
(4)被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進	配点
① 被保険者の負担軽減等の観点から、被保険者証と高齢受給者証を一体化している場合（令和2年度中の実施予定を含む）	3

速報値

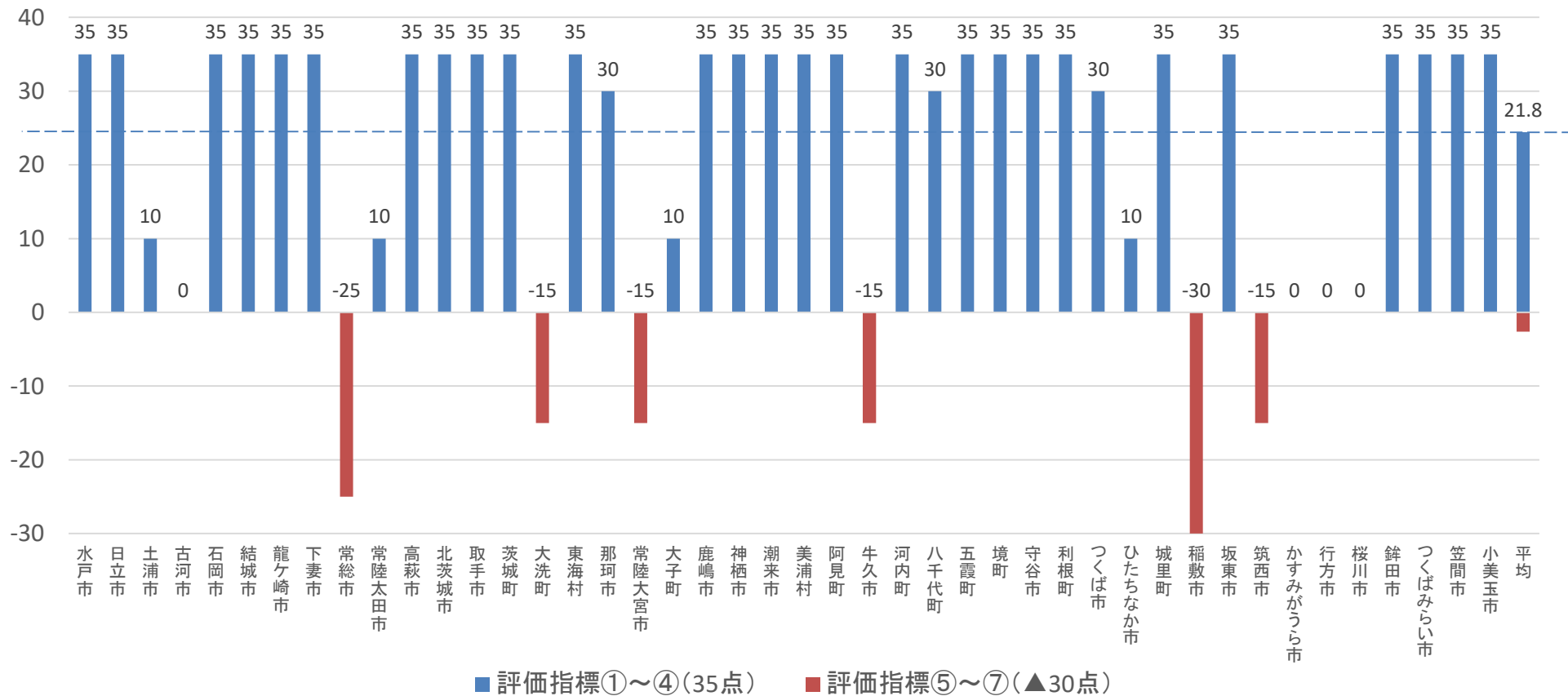
令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （適正かつ健全な事業運営の実施状況関連：満点95点）



速報値

令和3年度保険者努力支援制度（市町村分） 市町村別獲得点 （決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減）

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減（令和元年度の実施状況を評価）	配点
① 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合 赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合	35
② 令和元年度の削減予定額（率）を達成している場合	30
③ 令和元年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	15
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 令和元年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※ 削減予定額(率)が10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。	10
⑤ 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額は増加していないが、削減予定額（率）は達成していない場合	-15
⑥ 令和元年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が増加している場合	-25
⑦ 計画策定対象市町村であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合	-30



重症化予防アドバイザー派遣事業

【R3当初予算額 7百万円】

保健福祉部厚生総務課国民健康保険室国保G (029-301-3172)

研修会やアドバイザー派遣により、市町村の保健事業の取組を支援し、糖尿病の重症化予防などの疾病対策を推進します。

保健指導スキルアップ研修会

- 対象：市町村保健師・管理栄養士、医療機関看護師等
計4回、100名程度
- 内容：受診勧奨困難事例への対応等の講義及び保健指導演習（オンライン）

重症化予防アドバイザー派遣

- 対象：3市町村 [R2からの継続支援：北茨城市、高萩市、美浦村]
1市町村 [R3新規支援：大子町]
- 内容：保健事業の実施体制や実施方法・健康指標等のデータ分析
データ分析やヒアリングに基づく助言・改善提案
フォローアップセミナー [継続・新規市町村合同（オンライン）]



- 対象者の医療機関受診率向上
- 定期的な通院支援

- かかりつけ医と連携した生活習慣改善の取組支援

- 糖尿病の重症化予防
- 腎機能の低下、人工透析への移行防止

【R3当初予算額 19百万円】

保健福祉部厚生総務課国民健康保険室国保G (029-301-3172)

県内市町村国民健康保険加入者の過去6年間（H27～R2）の健診データやレセプトデータを分析し、医療費適正化の取組を強化します。

内 容

医療費における県内の傾向や市町村間の地域差分析など、地元大学と連携した医療・健康情報データの分析

- ①過去6年間の医療・健診データのベータベース化：約70万人／年 × 6年分
- ②データの見える化：県内市町村間の比較について、地図やグラフ等で表示
- ③分析結果に基づく市町村への助言による保健事業推進支援：対象者の絞り込みや事業の優先順位付例：糖尿病、高血圧、脂質異常の対象者リストの作成、令和2年度のデータ分析結果概要の提供

- 効果の上がる保健事業の介入対象者の明確化
○的確な事業実施による医療費増加の鈍化・県民の健康づくりの推進



かかりつけ医及び地域の薬局と連携した保健事業

【R3当初予算額 2百万円】

保健福祉部厚生総務課国民健康保険室国保G (029-301-3172)

かかりつけ医及び地域の薬局と連携し、特定健診の受診勧奨など、市町村の保健事業へのアクセス向上を図り、生活習慣病の予防等を推進します。

内容

モデル3市村（那珂市、笠間市、東海村）の国保被保険者を対象として、通院中の国民健康保険被保険者が薬局来訪時に、服薬指導（残薬確認や適正服薬等）に加え、以下①及び②の支援を実施

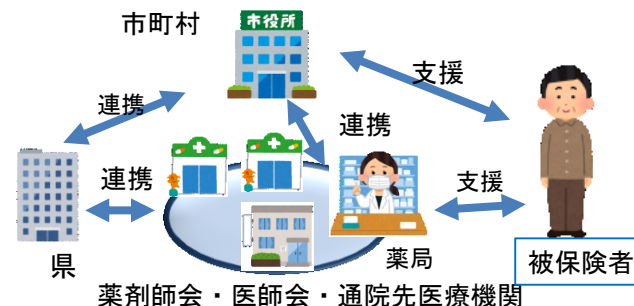
- ①特定健診未受診の方への受診勧奨・支援
- ②重複多剤服薬者への服薬相談（健康管理支援）

※保険者と情報共有し健康管理支援を行うことについて、被保険者から同意を得た上で実施



○モデル市町村国保と、医師会、地域薬剤師会との連携促進による各種保健事業の推進

○かかりつけ医、薬剤師と市町村の連携による被保険者の健康づくり、重症化予防や医療費適正化の推進



【R3当初予算額 0.6百万円】

保健福祉部厚生総務課国民健康保険室国保G (029-301-3172)

コロナ禍にあっても、国保被保険者の孤独や孤立を防ぎ、市町村の保健事業を推進するため、管理栄養士及び薬剤師等の専門職を対象にした研修会を開催します。

内 容

秋以降、集合形式及びWEB形式を組み合わせて研修会を開催。

○対象：管理栄養士、薬剤師、市町村保健師等 約100人

- 内容：
- ①特定保健指導における栄養指導のスキルについて
 - ②栄養士会が知っておくべき検査値のよみかた・捉えかた
 - ③指導に必要なカウンセリング
 - ④動機付け・継続支援演習
 - ⑤県栄養士会の取組事例紹介（市と連携した後期高齢者のフレイル予防）
 - ⑥県薬剤師会の取組事例紹介（薬剤師とケアマネージャーとの連携による残薬防止等）



- 保険者が、管理栄養士等の有資格者との連携体制を構築し、国保被保険者の生活習慣の改善や健康寿命の延伸
- 管理栄養士等の有資格者と保険者との連携による特定保健指導の実施率向上や医療費適正化の取組の強化



データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析事業

【R3当初予算額 1百万円】

保健福祉部厚生総務課国民健康保険室国保G (029-301-3172)

データヘルス計画の標準化を実現するため、県内3市町村のデータヘルス計画の現状把握や分析を行い、PDCA検証体制の確立を図ります。

内容

東京大学未来ビジョン研究センターと連携し、以下①及び②を実施

①市町村に対する運営支援

- ・ 3市町（稲敷市、つくばみらい市、阿見町）に対する「標準化ツール」の提供・活用
- ・ 「標準化ツール」への転記方法や分析の視点等の助言

②各市町村へのデータヘルス計画の標準化のための研修会（オンライン）

対象：各市町村国保主管課、保健事業主管課、県国保連等

内容：3市町の支援を通じたデータヘルス計画の標準化に向けた本県の現状、今後の対応案 など



- 健康課題と保健事業の紐づきの明確化（データヘルス計画の標準化）
- 健康課題の解決につながる保健事業の組み立ての検討



【R3当初予算額 7百万円】

保健福祉部厚生総務課国民健康保険室国保G (029-301-3172)

かかりつけ医や管理栄養士などが連携し、ICTを活用した生活習慣の改善指導を行い、人工透析への移行防止など、コロナ禍における重症化予防策を推進します。

内容

- 1 通院時にかかりつけ医による各種検査の実施・指示書の作成
- 2 積極介入：事業着手～2か月目 [9月～10月]
 - ・LINE（毎食）、Zoom（週1回）を活用した管理栄養士（事業者）による食事の改善指導
 - ※糖尿病療養指導士及び地域薬局もオンライン面談に同席（月1回）
- 3 介入後のフォローアップ：3か月目～4か月目 [11月～12月]
 - ・管理栄養士（事業者）によるフォローアップ（月4回程度）【3か月目】
 - ・糖尿病療養指導士及び地域薬局による3か月間の取組状況の確認【4か月目】
- 4 かかりつけ医による事業実施後の各種検査値の改善状況の確認
- 5 地元食品メーカー等による食事改善指導の後方支援 [事業着手後、随時]
 - ・各種減塩商品等の紹介、提供

対象地域	常総市、行方市
参加者数	17名（定員20名）

- 完全非接触型の支援：LINE、Zoomを活用した食事の改善指導
- 孤独・孤立の防止：生活習慣病リスクを抱える対象者に寄り添った支援
- 専門家と地域の連携：医師会、管理栄養士、糖尿病療養指導士、地元企業等が連携



特定健康診査実施率(市町村国保)

○平成30年度

順位	市町村名	特定健康診査		
		対象者数	受診者数	実施率
1	東海村	4,845	2,762	57.0%
2	常陸大宮市	8,414	4,697	55.8%
3	城里町	4,067	2,147	52.8%
4	守谷市	9,250	4,731	51.1%
5	大子町	4,146	2,050	49.4%
6	利根町	3,974	1,900	47.8%
7	境町	4,984	2,228	44.7%
8	常陸太田市	9,640	4,248	44.1%
9	鉾田市	12,291	5,266	42.8%
10	那珂市	9,557	4,058	42.5%
11	美浦村	2,820	1,195	42.4%
12	笠間市	14,158	5,930	41.9%
13	取手市	19,674	8,180	41.6%
14	八千代町	4,523	1,815	40.1%
15	高萩市	4,933	1,980	40.1%
16	坂東市	11,154	4,463	40.0%
17	鹿嶋市	12,555	5,000	39.8%
18	潮来市	5,598	2,217	39.6%
19	行方市	8,092	3,194	39.5%
20	小美玉市	9,162	3,611	39.4%
21	北茨城市	7,427	2,910	39.2%
22	かすみがうら市	7,500	2,938	39.2%
23	河内町	1,856	726	39.1%
24	茨城町	6,576	2,540	38.6%
25	桜川市	8,550	3,278	38.3%
26	日立市	24,592	9,414	38.3%
27	牛久市	14,230	5,447	38.3%
28	下妻市	7,598	2,906	38.2%
市町村計		493,999	187,855	38.0%
29	土浦市	23,522	8,872	37.7%
30	稲敷市	8,590	3,223	37.5%
31	つくば市	28,787	10,701	37.2%
32	石岡市	13,741	5,100	37.1%
33	神栖市	15,593	5,692	36.5%
34	阿見町	7,904	2,854	36.1%
35	五霞町	1,803	644	35.7%
36	ひたちなか市	21,749	7,579	34.8%
37	筑西市	19,275	6,684	34.7%
38	大洗町	3,496	1,184	33.9%
39	常総市	11,245	3,807	33.9%
40	つくばみらい市	7,862	2,655	33.8%
41	龍ヶ崎市	13,059	4,353	33.3%
42	古河市	25,466	8,400	33.0%
43	結城市	9,302	2,671	28.7%
44	水戸市	40,439	11,605	28.7%

○令和元年度

順位	市町村名	特定健康診査		
		対象者数	受診者数	実施率
1	常陸大宮市	8,230	4,705	57.2%
2	城里町	3,960	2,246	56.7%
3	東海村	4,650	2,573	55.3%
4	守谷市	8,927	4,497	50.4%
5	利根町	3,790	1,826	48.2%
6	大子町	4,042	1,934	47.8%
7	境町	4,767	2,261	47.4%
8	常陸太田市	9,460	4,306	45.5%
9	河内町	1,805	786	43.5%
10	美浦村	2,723	1,181	43.4%
11	那珂市	9,331	4,019	43.1%
12	小美玉市	8,889	3,791	42.6%
13	鉾田市	11,789	5,024	42.6%
14	笠間市	13,787	5,875	42.6%
15	八千代町	4,402	1,863	42.3%
16	潮来市	5,469	2,232	40.8%
17	かすみがうら市	7,248	2,958	40.8%
18	取手市	18,802	7,630	40.6%
19	高萩市	4,830	1,953	40.4%
20	坂東市	10,542	4,236	40.2%
21	下妻市	7,382	2,964	40.2%
22	鹿嶋市	12,111	4,835	39.9%
23	行方市	7,879	3,113	39.5%
24	牛久市	13,739	5,411	39.4%
25	茨城町	6,370	2,504	39.3%
26	稲敷市	8,338	3,266	39.2%
27	つくば市	28,048	10,898	38.9%
28	日立市	23,856	9,254	38.8%
市町村計		477,917	184,379	38.6%
29	北茨城市	7,263	2,801	38.6%
30	石岡市	13,346	5,119	38.4%
31	筑西市	18,671	6,905	37.0%
32	桜川市	8,238	3,023	36.7%
33	常総市	10,809	3,939	36.4%
34	土浦市	22,562	8,188	36.3%
35	五霞町	1,719	621	36.1%
36	大洗町	3,358	1,184	35.3%
37	阿見町	7,738	2,713	35.1%
38	ひたちなか市	21,096	7,320	34.7%
39	神栖市	15,211	5,274	34.7%
40	つくばみらい市	7,616	2,608	34.2%
41	古河市	24,411	8,178	33.5%
42	龍ヶ崎市	12,791	4,136	32.3%
43	結城市	8,828	2,727	30.9%
44	水戸市	39,094	11,502	29.4%

特定保健指導終了率(市町村国保)

○平成30年度

順位	市町村名	特定保健指導		
		対象者数	終了者数	終了率
1	河内町	106	80	75.5%
2	潮来市	311	234	75.2%
3	下妻市	379	222	58.6%
4	常陸太田市	563	325	57.7%
5	東海村	421	236	56.1%
6	常陸大宮市	524	276	52.7%
7	石岡市	711	364	51.2%
8	龍ヶ崎市	529	269	50.9%
9	笠間市	919	418	45.5%
10	牛久市	737	332	45.0%
11	城里町	333	147	44.1%
12	大洗町	227	100	44.1%
13	桜川市	476	208	43.7%
14	八千代町	297	129	43.4%
15	行方市	545	226	41.5%
16	坂東市	639	263	41.2%
17	古河市	1,280	523	40.9%
18	高萩市	291	116	39.9%
19	利根町	262	104	39.7%
20	守谷市	599	220	36.7%
21	鹿嶋市	766	273	35.6%
22	那珂市	468	165	35.3%
23	大子町	274	92	33.6%
24	日立市	1,310	435	33.2%
市町村計		26,596	8,773	33.0%
25	境町	342	112	32.7%
26	神栖市	845	274	32.4%
27	筑西市	939	280	29.8%
28	五霞町	101	30	29.7%
29	稲敷市	460	135	29.3%
30	つくば市	1,359	393	28.9%
31	茨城町	487	138	28.3%
32	鉾田市	953	264	27.7%
33	美浦村	199	55	27.6%
34	ひたちなか市	1,055	289	27.4%
35	小美玉市	577	134	23.2%
36	常総市	543	110	20.3%
37	つくばみらい市	389	70	18.0%
38	土浦市	1,046	169	16.2%
39	阿見町	395	58	14.7%
40	かすみがうら市	401	58	14.5%
41	水戸市	1,621	229	14.1%
42	北茨城市	435	53	12.2%
43	結城市	383	46	12.0%
44	取手市	1,099	119	10.8%

○令和元年度

順位	市町村名	特定保健指導		
		対象者数	終了者数	終了率
1	河内町	112	105	93.8%
2	那珂市	481	319	66.3%
3	龍ヶ崎市	525	320	61.0%
4	常陸太田市	544	324	59.6%
5	潮来市	321	191	59.5%
6	笠間市	857	461	53.8%
7	石岡市	714	382	53.5%
8	行方市	488	247	50.6%
9	鉾田市	807	395	48.9%
10	桜川市	396	183	46.2%
11	常陸大宮市	517	237	45.8%
12	大洗町	211	96	45.5%
13	鹿嶋市	684	307	44.9%
14	下妻市	369	163	44.2%
15	牛久市	748	322	43.0%
16	城里町	369	153	41.5%
17	坂東市	608	249	41.0%
18	高萩市	287	117	40.8%
19	東海村	399	160	40.1%
20	境町	347	132	38.0%
21	神栖市	739	281	38.0%
22	八千代町	291	107	36.8%
23	守谷市	545	189	34.7%
24	茨城町	463	157	33.9%
25	大子町	232	77	33.2%
市町村計		25,709	8,403	32.7%
26	古河市	1,253	404	32.2%
27	日立市	1,241	348	28.0%
28	常総市	572	157	27.4%
29	筑西市	931	250	26.9%
30	美浦村	186	48	25.8%
31	稲敷市	456	117	25.7%
32	つくばみらい市	391	96	24.6%
33	つくば市	1,404	333	23.7%
34	阿見町	354	77	21.8%
35	五霞町	84	17	20.2%
36	結城市	366	66	18.0%
37	ひたちなか市	1,000	177	17.7%
38	利根町	266	43	16.2%
39	小美玉市	638	90	14.1%
40	北茨城市	443	62	14.0%
41	水戸市	1,559	209	13.4%
42	土浦市	1,009	126	12.5%
43	取手市	1,053	91	8.6%
44	かすみがうら市	449	18	4.0%

後発医薬品使用率

保険者		使用率(新指標)							R3.3時点 使用率順位
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
1	水戸市	51.92%	57.23%	63.54%	67.14%	72.38%	75.44%	78.08%	37
2	日立市	50.22%	54.23%	61.32%	65.53%	70.26%	74.22%	76.75%	40
3	土浦市	56.61%	61.15%	66.50%	69.69%	74.38%	77.25%	79.60%	28
4	古河市	57.61%	60.96%	67.65%	72.96%	77.42%	80.56%	83.15%	6
5	石岡市	54.54%	57.62%	65.44%	68.33%	73.30%	75.97%	78.39%	36
7	結城市	52.78%	55.68%	61.70%	65.07%	70.03%	73.91%	76.75%	41
8	龍ヶ崎市	56.20%	60.46%	66.91%	70.72%	75.81%	78.75%	80.78%	18
10	下妻市	57.77%	62.19%	69.62%	72.67%	76.48%	79.02%	81.81%	13
11	常総市	58.62%	61.96%	67.72%	70.55%	74.27%	77.11%	79.63%	27
12	常陸太田市	56.42%	59.67%	65.14%	68.44%	72.28%	76.37%	79.65%	26
14	高萩市	55.64%	61.08%	66.91%	70.60%	75.22%	76.67%	78.87%	32
15	北茨城市	51.30%	55.92%	63.89%	67.67%	72.54%	76.33%	80.20%	22
17	取手市	53.04%	59.51%	67.14%	70.80%	75.57%	78.77%	80.78%	19
20	茨城町	50.97%	56.21%	63.69%	66.88%	73.71%	77.46%	80.31%	20
27	大洗町	52.84%	58.87%	66.73%	69.87%	74.98%	78.30%	79.74%	24
32	東海村	57.66%	61.61%	67.11%	70.05%	75.93%	79.30%	81.86%	12
33	那珂市	53.17%	58.14%	64.49%	68.23%	72.60%	75.60%	78.88%	31
35	常陸大宮市	54.72%	59.63%	66.25%	68.89%	73.26%	78.35%	81.02%	17
42	大子町	52.22%	55.90%	61.14%	66.47%	71.89%	77.04%	79.12%	30
48	鹿嶋市	51.64%	56.37%	61.89%	65.94%	70.58%	72.65%	74.26%	44
49	神栖市	58.04%	60.85%	65.22%	67.53%	72.24%	75.49%	78.50%	35
53	潮来市	54.93%	58.76%	63.78%	67.41%	71.19%	73.89%	75.40%	42
57	美浦村	55.96%	60.30%	68.05%	72.47%	78.05%	82.07%	84.97%	2
58	阿見町	62.28%	65.67%	71.27%	73.22%	77.40%	79.95%	82.01%	10
59	牛久市	55.60%	59.11%	64.34%	67.07%	71.65%	75.69%	78.62%	33
62	河内町	56.60%	62.25%	67.17%	69.70%	74.58%	78.87%	82.12%	8
82	八千代町	57.38%	61.98%	68.97%	74.90%	79.24%	82.66%	85.03%	1
86	五霞町	53.84%	58.79%	68.73%	72.62%	77.79%	80.78%	82.11%	9
89	境町	45.41%	50.53%	62.15%	69.16%	76.99%	81.68%	84.17%	4
90	守谷市	63.05%	66.35%	71.66%	74.68%	80.00%	82.44%	84.54%	3
92	利根町	61.51%	65.36%	72.61%	75.62%	79.95%	82.66%	83.51%	5
93	つくば市	54.42%	57.73%	64.47%	67.43%	71.64%	74.94%	77.34%	39
94	ひたちなか市	55.41%	59.32%	65.31%	68.96%	73.99%	77.15%	79.90%	23
95	城里町	56.81%	61.24%	68.23%	71.31%	74.59%	77.54%	80.25%	21
96	稲敷市	58.99%	61.99%	66.96%	70.22%	74.93%	78.80%	81.55%	15
97	坂東市	56.32%	59.23%	66.03%	70.08%	74.92%	78.94%	81.26%	16
98	筑西市	48.87%	52.05%	59.72%	63.49%	69.21%	72.46%	74.72%	43
99	かすみがうら市	57.46%	62.36%	69.60%	72.41%	76.96%	80.02%	81.94%	11
100	行方市	57.15%	65.10%	71.25%	73.28%	77.20%	80.10%	81.56%	14
101	桜川市	53.18%	55.96%	62.36%	65.73%	73.07%	76.92%	79.41%	29
102	鉾田市	54.20%	60.24%	66.36%	68.90%	73.52%	76.49%	78.57%	34
103	つくばみらい市	59.12%	62.11%	68.25%	71.69%	76.69%	80.24%	82.16%	7
104	笠間市	53.60%	57.43%	64.65%	67.74%	73.03%	75.99%	79.72%	25
105	小美玉市	52.17%	54.92%	62.67%	66.04%	71.60%	74.65%	77.40%	38
計		46.86%	54.74%	58.89%	65.36%	68.83%	73.67%	76.93%	

(差額通知)

○H22～28は「国民健康保険事業の実施状況報告について」(厚労省調査)結果、H29～は、茨城県厚生総務課国民健康保険室調べによる(使用率)

○国保連提供の調剤レセプトデータによる